

令和 6 年度

事業概要

令和 6 年 10 月

大阪広域環境施設組合

# 目 次

## 第1章 環境施設組合の計画

|   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨     | 1 |
| 2 | 一般廃棄物処理基本計画 | 2 |
| 3 | 経営計画        | 5 |

## 第2章 ごみの処理・処分の状況

|   |                       |   |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 構成4市のごみ処理量            | 6 |
| 2 | 環境施設組合が中間処理・最終処分したごみ量 | 6 |
| 3 | ごみの組成                 | 6 |

## 第3章 ごみの中間処理・最終処分

|   |                   |    |
|---|-------------------|----|
| 1 | ごみの処理             | 8  |
| 2 | ごみ処理過程における環境負荷の低減 | 12 |
| 3 | 地球温暖化対策の推進        | 14 |
| 4 | ごみの最終処分           | 16 |
| 5 | 普及啓発の推進           | 18 |
| 6 | 技術研究及び技術協力        | 18 |

## 第4章 施設整備

|   |                |    |
|---|----------------|----|
| 1 | ごみ焼却工場の整備・配置計画 | 20 |
| 2 | 鶴見工場の建替事業      | 20 |

## 第5章 組織

|   |         |    |
|---|---------|----|
| 1 | 機構      | 22 |
| 2 | 議決機関    | 23 |
| 3 | 執行機関    | 23 |
| 4 | 附属機関    | 24 |
| 5 | 職員      | 25 |
| 6 | 事務分掌    | 26 |
| 7 | 施設配置図   | 28 |
| 8 | 研修・安全衛生 | 29 |

## 第6章 経費

|   |             |    |
|---|-------------|----|
| 1 | 令和6年度予算     | 32 |
| 2 | 令和5年度決算     | 36 |
| 3 | 令和5年度ごみ処理原価 | 41 |

## 資料

|   |                            |    |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 大阪広域環境施設組合設立及びその後の経緯       | 43 |
| 2 | 大阪広域環境施設組合規約               | 46 |
| 3 | 大阪広域環境施設組合廃棄物適正処分に関する条例    | 49 |
| 4 | 大阪広域環境施設組合処理施設受入基準         | 52 |
| 5 | 令和6年度大阪広域環境施設組合一般廃棄物処理実施計画 | 54 |
| 6 | ごみ焼却工場の建替え整備計画             | 61 |
| 7 | 大阪広域環境施設組合事業年表             | 62 |

- ・文中及び各図表中に用いる数字は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- ・令和元年度（平成31年度）までは、大阪市、八尾市及び松原市のごみが共同処理の対象であったため、同年度までの実績は守口市分を含まない数値である。

# 第1章 環境施設組合の計画

## 1 計画策定の趣旨

大阪広域環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）は、大阪市、八尾市、松原市及び守口市（以下、これらを合わせて「構成4市」という。）が「ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務、最終処分に関する事務並びにこれらに付帯する一切の事務」を共同処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により設けている一部事務組合（特別地方公共団体）である。

設立の経過としては、まず大阪市、八尾市及び松原市を構成団体とした「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」が平成26年11月25日に設立され、平成27年4月1日から事業を開始した。

その後、令和元年10月1日の守口市の加入に併せて組合名称を現行のものに改め、令和2年4月1日から現在の構成4市による共同処理を開始した。

環境施設組合による共同処理の開始後も、一般廃棄物の収集・運搬等の事務事業については、引き続き構成4市において実施しているため、構成4市はそれぞれ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき「一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

これら構成4市の「一般廃棄物処理基本計画」では、循環型社会の形成をめざして、それぞれ「持続可能な循環型社会」（大阪市）、「みんなでつくる環境にやさしい循環型都市『やお』〜ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまちを目指して〜」（八尾市）、「持続可能な循環型社会の構築〜SDGsの達成へ向け、みんなで未来へつなげよう〜」（松原市）、「みんなの責任と協働で目指す循環型社会」（守口市）といった目標が掲げられている。

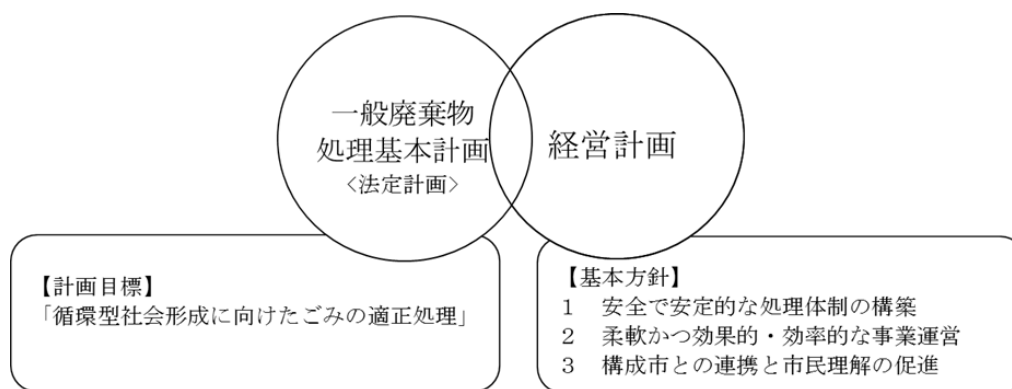
環境施設組合においても、平成27年4月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「循環型社会形成に向けたごみの適正処理」をめざして、様々な施策に取り組んできた。その後、令和2年度からの構成4市の共同処理の開始や令和2年3月の大阪市一般廃棄物処理基本計画の改定を受け、同月中に環境施設組合の「一般廃棄物処理基本計画」を改定し、引き続き「効率的で安定したごみ処理体制の確保」等に取り組むこととしている。

一方、南海トラフ巨大地震といった大規模災害への対応など様々な課題への対応が求められる中、安全で安定的なごみ処理体制を構築し、効果的・効率的に事業を実施していくため、平成28年1月に「経営計画」を策定した。また、平成30年1月には、達成目標の設定など計画の一部改定を実施し、計画期間の令和2年度末まで取組みを実施した。

さらに、令和3年2月には、この「経営計画」の計画期間中の取組みの実施状況を総括した上で、環境施設組合の事業運営上の課題と今後の方向性を整理し、引き続き令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする経営計画（第2次）を策定し、継続的に取組みを進めている。

環境施設組合では、この2つの計画を両輪として進めていくことで、構成4市の循環型社会形成の一翼を担っていく。

[ 一般廃棄物処理基本計画と経営計画の関係のイメージ図 ]



## 2 一般廃棄物処理基本計画

「一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき策定するもので、令和2年3月に改定した現行の「一般廃棄物処理基本計画」は、環境施設組合の事業運営の基本方針を示した当時の経営計画を踏まえて定めたものであり、この基本方針は、現行の経営計画にも引き継がれている。

構成4市におけるごみ処理事業は、ごみ減量施策の企画立案並びに一般廃棄物の収集運搬を基礎自治体である各市が担当し、一般廃棄物の処理処分を環境施設組合が担うこととなっていることから、環境施設組合が策定する「一般廃棄物処理基本計画」は、一般廃棄物の中間処理及び最終処分に関するものとなっており、概要は以下のとおりである。

### (1) 計画期間

令和2年度から令和7年度までの6年間とする。

### (2) 計画目標

**「循環型社会形成に向けたごみの適正処理」**を計画目標とし、構成4市と環境施設組合が連携してごみ減量やリサイクル、適正処理に配慮した循環型社会の形成をめざし、次の施策を推進することとしている。

#### ① 効率的で安定したごみ処理体制の確保

##### ア 安定稼働の確保

ごみ量やごみ質の変化に対応した運転・監視を的確に行い、安定した運転を継続するとともに、適切な日常及び定期の点検・検査・補修を行う。

##### イ ごみ処理過程におけるリサイクルの推進

粗大ごみについては、舞洲工場破碎設備で破碎処理を行い、鉄とアルミニウムを選別・回収し資源化を行う。

##### ウ 計画的な設備、機器整備の推進

設備・機器の更新にあたっては、多額の経費や長期間の停止を要する場合もあるため、ごみの安定的な処理を確保した上で、各処理施設の状態や耐用年数等を考慮した整備計画を策定し、確実な整備を実施する。

#### エ 搬入物検査の実施

焼却処理及び破碎処理作業に支障をきたす廃棄物の混入を未然に防止し、事業系ごみの減量及び適正処理を促進するとともに資源化を推進することを目的に搬入物検査を実施する。

#### オ 人材育成による運転・管理技術の維持・継承

職員への研修や教育の実施、外部講習会への参加等により、資格取得者数及び特別教育受講者数の確保に努め、焼却工場の運転・管理技術の維持・継承に努める。

### ② 環境負荷の低減

#### ア 公害防止対策

ごみを焼却処理する過程で発生する有害物質を燃焼管理により抑制し、削減・無害化して環境負荷を可能な限り低減する。また、焼却設備と公害防止設備の維持管理を最適に行うなどにより、ばいじん等排ガス対策、ダイオキシン類対策、排水対策、臭気対策、騒音・振動防止対策等の公害防止対策を推進する。なお、これらのデータはホームページにおいて定期的に公表する。

#### イ 環境マネジメントシステムの活用

焼却工場では、6工場を合わせた全体の事業活動が環境に及ぼす影響を把握・評価・是正するとともに、これを継続することで環境に与える影響を最小限にとどめることを目的として、環境マネジメントシステムを構築・維持している。

### ③ 地球温暖化防止対策の推進

#### ア 余熱利用の促進

ごみの焼却時に発生する熱を利用し蒸気を発生させ、蒸気タービンで発電を行うとともに、発生した蒸気は近隣施設等へ供給するなど、可能な限り焼却余熱エネルギーの有効利用に努める。

#### イ 温室効果ガス排出量の削減

熱エネルギーの有効利用により発電した電力を電力会社等に売却することによって、電力会社等は、発電に伴う化石燃料の使用を削減できることになり、間接的に温室効果ガス排出量の削減に寄与する。

### ④ 埋立処分計画及び事業の適正管理

ごみ焼却工場から排出される焼却残さいについては、大阪市ごみ量分は環境施設組合が管理運営する大阪市の最終処分場である北港処分地（夢洲1区）と、大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分地である大阪沖埋立処分場へ搬入し、八尾市ごみ量分、松原市ごみ量分、守口市ごみ量分は、大阪沖埋立処分場へ搬入している。

#### ア 北港処分地

大阪市独自の最終処分場で、大阪市から埋立処分事業を継承した環境施設組合が平成27年度から管理運営を行っている。

#### イ 大阪湾広域臨海環境整備センター

廃棄物を広域的に処理するために、港湾に広域処理場を建設、運営する事業主体の組織法人として、昭和57年3月に設立された。構成4市とも関係地方公共団体として出資しており、大阪市においては港湾管理者としても出資を行っている。

## ⑤ 大規模災害対策の強化

### ア 各マニュアルの整理及び研修・訓練の実施

大規模災害発生時に備え、災害発生時に本組合が構成4市と連携し、適切に対処するため必要な事項について「災害対策実施要領」を定め、また、大規模災害時にあっても業務を継続することを目的とした「大阪広域環境施設組合業務継続計画」を策定している。さらに、この「要領」及び「計画」のもと、大規模災害時において職員が冷静かつ的確に対応することができるよう「大規模災害（震災）発生時対応マニュアル」や「風水害対応マニュアル」を定めている。

これら大規模災害に係る要領、計画、マニュアルについての研修及び訓練を継続的に実施しており、研修については、新規採用者及び人事異動者に対しては速やかに行うとともに、内容の変更時には都度、全職員を対象に実施し、各職員の理解促進に努めている。

### イ 災害ごみの適正処理

地震や風水害等自然災害の発生により、一時的に大量に発生したごみの処理については、衛生的で快適な生活環境を保持する観点から、基礎自治体である構成4市との連携に基づき、迅速かつ適切な対応を図る。

### ウ ごみ処理施設の災害対策

住之江工場更新事業では、既存建物の耐震補強を行い、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に示されている耐震安全性の分類を構造体Ⅱ類とするなどの基準を遵守した耐震性能を確保する。また、大規模災害発生時における浸水想定を考慮して、盛土や擁壁・防潮扉等の浸水対策を行うとともに、電気設備、非常用発電機等の主要機器を浸水想定レベルより上の位置に設置することにより、施設への被害を最小限にとどめ、浸水被害発生後の早期稼働開始ができるように計画している。さらに、これらの災害対応能力を活かして、工場内に一時的な避難ができるスペースを設け、津波避難ビルの指定を受けることを想定している。

## ⑥ 技術調査・研究の充実

効率的で適正かつ安定した事業を推進するため、焼却灰の有効利用に関する調査研究や、高効率なエネルギーの回収利用といったごみ焼却工場における新たな処理システム、再エネ由来の水素と生ごみ由来のバイオガスを利用したメタネーション技術等、廃棄物処理に関する新たな技術や課題等について、調査研究を進める。

また、ごみ焼却工場の運転管理や施設整備・建設計画など、環境施設組合が有する高い技術力について、他都市や海外からの要請に対し、積極的に技術協力、支援を行う。

## ⑦ 普及啓発活動の推進

学校、地域活動協議会等各種団体の見学や、国内外からの行政視察を積極的に受け入れるとともに、事前予約不要で自由に見学可能な「焼却工場オープンデー（見学会）」を構成4市や区役所等と連携して開催し、ごみの処理工程をはじめ、エネルギーの有効利用や公害防止対策といった環境対策の取組みについて、市民の理解と協力が得られるよう、普及啓発活動を推進する。

## （３） ごみ焼却工場の建替え整備計画

環境施設組合における「ごみ焼却工場の整備・配置計画」は、平成24年4月に大阪市が策定した「ごみ焼却工場の整備・配置計画」を引き継いでおり、同計画に基づき、住之江工場

を平成28年3月に休止して更新工事に着手し、6工場稼働・1工場建替えの体制に移行した。

さらに、令和2年3月の環境施設組合の「一般廃棄物処理基本計画」の改定に合わせて「ごみ焼却工場の整備・配置計画」を改定した。なお、鶴見工場については、新施設の設計・建設並びに運転管理を民間事業者に一括かつ長期的に委ねる公設運転委託方式を採用し、令和5年2月に事業契約を締結した。令和10年度末竣工を目指して工事を進めている。【参照：資料6（61ページ）】

### 3 経営計画

環境施設組合では、安全で安定的なごみ処理体制を構築し、効果的・効率的に事業を実施していくため、事業運営の基本的な方針を示し、直面する様々な経営課題の解決に向けた具体的な取組みを定めた「経営計画」を策定し、目標の達成にむけて取組みを進めることとしている。

令和2年度末までは、平成28年1月に策定し、平成30年1月に一部改定を実施した「経営計画」に、令和3年度からは、令和3年2月に策定し、令和6年2月に一部改正を実施した新たな「経営計画（第2次）」に基づき、取組みを進めている。この「経営計画（第2次）」の概要は以下のとおりである。

#### （1）基本方針、取組項目及び取組内容

| 基本方針               | 取組項目                              | 取組内容                                   |
|--------------------|-----------------------------------|----------------------------------------|
| 1 安全で安定的な処理体制の構築   | (1) 非常時の備え・対応の充実・強化               | 災害（地震・風水害）等にかかる各種マニュアルの点検・整理及び研修・訓練の実施 |
|                    |                                   | 感染症への対応実績の整理・分析及び情報共有                  |
| 2 柔軟かつ効果的・効率的な事業運営 | (2) 工場の安定稼働の推進                    | 工場の中長期整備計画等に基づく整備工事の実施                 |
|                    |                                   | AI技術を活用した焼却工場制御技術高度化を目指す実証事業の実施        |
|                    |                                   | 工場の安定稼働に繋がる職員の技術力の向上・人材育成の実施           |
| 3 構成市との連携と市民理解の促進  | (3) ごみ焼却工場の建替え整備計画の着実な推進及び運転体制の確立 | 工場の更新にかかる手法等の選定・実施及び運転体制の確立            |
|                    | (4) 構成市が進める施策との連携                 | 構成市との間でのごみ処理状況に関する認識の共有                |
|                    |                                   | 環境施設組合による低炭素化                          |
|                    | (5) 情報発信・市民交流の充実                  | 分かりやすい情報発信                             |
|                    |                                   | 市民交流の充実                                |

#### （2）計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

#### （3）計画の進行管理

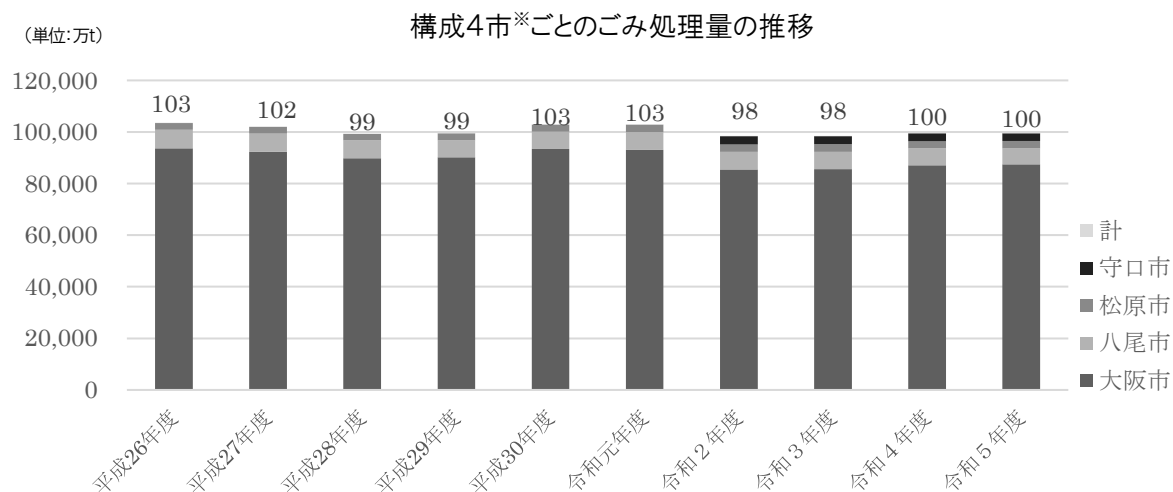
計画に定める取組みを進める中で、PDCA（計画・実行・評価・見直し）サイクルにより、常に目標達成に向けた検証を行い、柔軟にその取組内容を見直す。

検証にあたっては、歳入歳出決算額などの経営状況やごみ処理量などの業務状況など、様々な分野に与えた影響についての分析を加えることで、多角的・総合的な評価を行う。

## 第2章 ごみの処理・処分の状況

### 1 構成4市のごみ処理量

令和5年度における構成4市のごみ処理量は、995,292トンとなっている。



|     |           |           |         |         |           |           |         |         |         | (単位:t)  |
|-----|-----------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 年度  | 平成26年度    | 平成27年度    | 平成28年度  | 平成29年度  | 平成30年度    | 令和元年度     | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
| 大阪市 | 936,878   | 922,523   | 898,806 | 902,367 | 933,748   | 930,526   | 854,755 | 856,493 | 871,241 | 874,049 |
| 八尾市 | 72,132    | 71,740    | 68,908  | 65,489  | 67,274    | 69,026    | 67,662  | 66,883  | 64,871  | 62,706  |
| 松原市 | 25,189    | 25,005    | 25,313  | 26,564  | 27,191    | 28,683    | 29,257  | 29,012  | 28,485  | 28,093  |
| 守口市 | —         | —         | —       | —       | —         | —         | —       | 31,572  | 30,851  | 30,455  |
| 計   | 1,034,199 | 1,019,268 | 993,027 | 994,420 | 1,028,213 | 1,028,234 | 983,281 | 983,960 | 995,448 | 995,303 |

※守口市は令和2年度より共同処理開始

### 2 環境施設組合が中間処理・最終処分したごみ量

(単位:t)

| 年度    | 焼却処理量        |       |         | 破碎処理量  |       |       | 埋立処分量  |        |         |
|-------|--------------|-------|---------|--------|-------|-------|--------|--------|---------|
|       | 構成市<br>ごみ処理量 | 他都市ごみ | 計       | 可燃物・残渣 | 金属回収  | 計     | 北港処分地  | フェニックス | 計       |
| 令和3年度 | 983,960      | 0     | 983,960 | 6,582  | 1,648 | 8,230 | 96,978 | 50,312 | 147,290 |
| 令和4年度 | 995,448      | 0     | 995,448 | 6,582  | 1,515 | 8,096 | 83,781 | 68,188 | 151,969 |
| 令和5年度 | 995,292      | 3,534 | 998,825 | 6,868  | 1,509 | 8,377 | 74,734 | 71,043 | 145,777 |

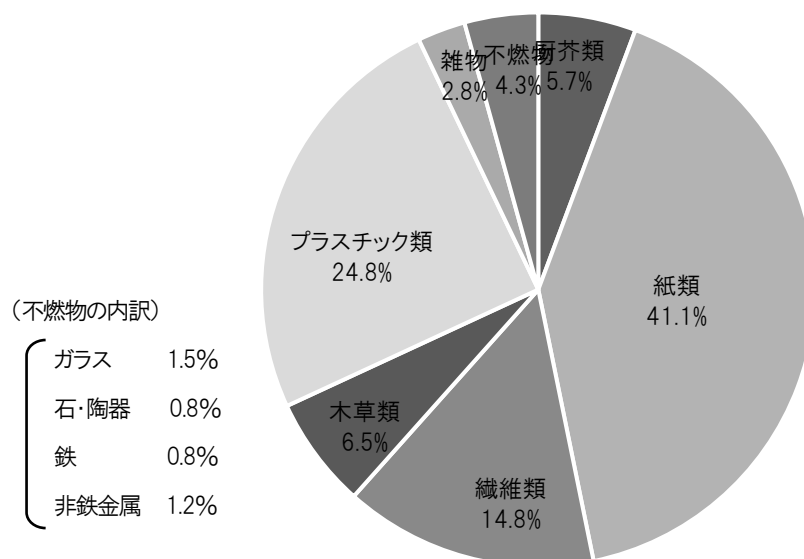
※「構成市ごみ処理量」は、令和2年度は構成4市、令和元年度以前は旧構成3市のごみ処理量。

※「構成市ごみ処理量」には、破碎処理の可燃物・残渣量を含む。

### 3 ごみの組成

ごみの組成は、市民の生活様式や事業者の経済活動などを反映しており、ごみの焼却処理・埋立処分にも影響を与えるため、毎年その把握に努めている。

## 令和5年度 ごみ焼却工場に搬入されたごみの組成



## ごみ焼却工場に搬入されたごみの組成の推移

(単位: %)

| 年 度         |         | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 可<br>燃<br>物 | 厨芥類     | 7.7    | 10.2   | 8.8    | 7.5    | 8.0    | 8.3   | 8.6   | 7.6   | 9.1   | 5.7   |
|             | 紙類      | 48.1   | 45.9   | 44.1   | 44.4   | 43.5   | 41.9  | 41.8  | 43.9  | 41.3  | 41.1  |
|             | 繊維類     | 6.7    | 7.1    | 8.4    | 8.2    | 9.3    | 8.6   | 10.1  | 10.0  | 10.9  | 14.8  |
|             | 木草類     | 5.6    | 6.8    | 7.4    | 8.6    | 7.7    | 9.1   | 8.3   | 6.9   | 5.6   | 6.5   |
|             | プラスチック類 | 22.7   | 19.9   | 21.9   | 21.4   | 22.1   | 23.4  | 22.4  | 23.1  | 24.7  | 24.8  |
|             | 雑物      | 4.0    | 3.6    | 3.6    | 4.0    | 4.2    | 4.2   | 4.0   | 4.2   | 4.3   | 2.8   |
|             | 計       | 94.8   | 93.5   | 94.2   | 94.1   | 94.8   | 95.5  | 95.2  | 95.7  | 95.9  | 95.7  |
| 不<br>燃<br>物 | ガラス     | 0.8    | 1.8    | 1.3    | 1.8    | 1.3    | 1.0   | 1.2   | 1.3   | 0.9   | 1.5   |
|             | 石・陶器    | 0.8    | 1.5    | 1.0    | 1.2    | 1.0    | 1.8   | 1.5   | 1.0   | 1.7   | 0.8   |
|             | 鉄       | 1.7    | 1.6    | 1.4    | 1.3    | 1.1    | 1.0   | 1.3   | 1.4   | 0.7   | 0.8   |
|             | 非鉄金属    | 1.9    | 1.6    | 2.1    | 1.6    | 1.8    | 0.7   | 0.8   | 0.6   | 0.8   | 1.2   |
|             | 計       | 5.2    | 6.5    | 5.8    | 5.9    | 5.2    | 4.5   | 4.8   | 4.3   | 4.1   | 4.3   |

## ごみ焼却工場に搬入されたごみの三成分及び発熱量の推移

| 区 分            | 平成26年度  | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  | 平成30年度  | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 水 分 (%)        | 42.4    | 42.8    | 41.6    | 40.3    | 37.9    | 39.3    | 41.7    | 39.2    | 40.2    | 35.9    |
| 灰 分 (%)        | 8.9     | 9.0     | 8.7     | 8.7     | 8.1     | 8.1     | 7.7     | 8.0     | 7.7     | 7.9     |
| 可燃分 (%)        | 48.7    | 48.2    | 49.7    | 51.0    | 54.0    | 52.6    | 50.6    | 52.8    | 52.1    | 56.2    |
| 低位発熱量(kJ/kg)   | 9,410   | 9,031   | 9,818   | 10,005  | 10,779  | 10,667  | 10,003  | 10,423  | 10,966  | 11,508  |
| [ ]内数字はkcal/kg | [2,250] | [2,160] | [2,345] | [2,390] | [2,575] | [2,548] | [2,390] | [2,490] | [2,620] | [2,749] |

## 第3章 ごみの中間処理・最終処分

### 1 ごみの処理

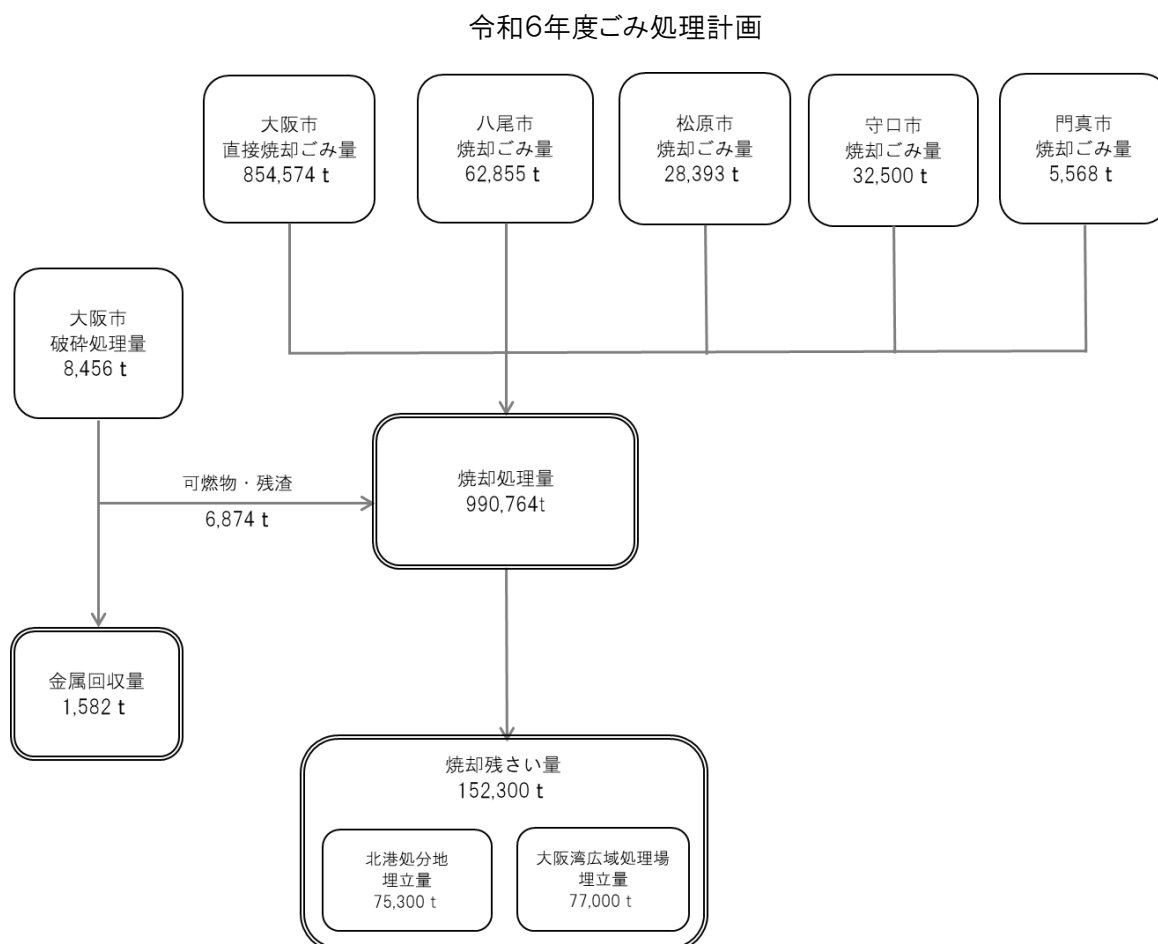
#### (1) 令和6年度ごみ処理計画

環境施設組合では、衛生的な処理を行う観点や、限られた埋立処分地を有効に利用するため、構成4市から排出されるごみについて、重量にして約5分の1、体積にして約20分の1に減量・減容化できる焼却処理を行ったうえで、焼却残さいを埋立処分している。

なお、大阪市から排出される粗大ごみ等については、減量化・資源化を推進するため、破碎処理設備で金属回収を実施したのち、残渣を焼却処理している。

令和6年度は、99万トンのごみを焼却処理する見込みであり、焼却処理後の残さい15.2万トンについては、大阪市の最終処分場である北港処分地に7.5万トン、大阪湾広域処理場に7.7万トンを埋立処分する。

また、破碎処理は8.5千トン行い、1.6千トンの金属回収を行う。



#### (2) 焼却処理

3Rを推進したうえで、なおかつ排出される一般廃棄物の収集・運搬は、構成4市がそれぞれ行い、可燃性ごみについては環境施設組合がごみ焼却工場において焼却処理を行って

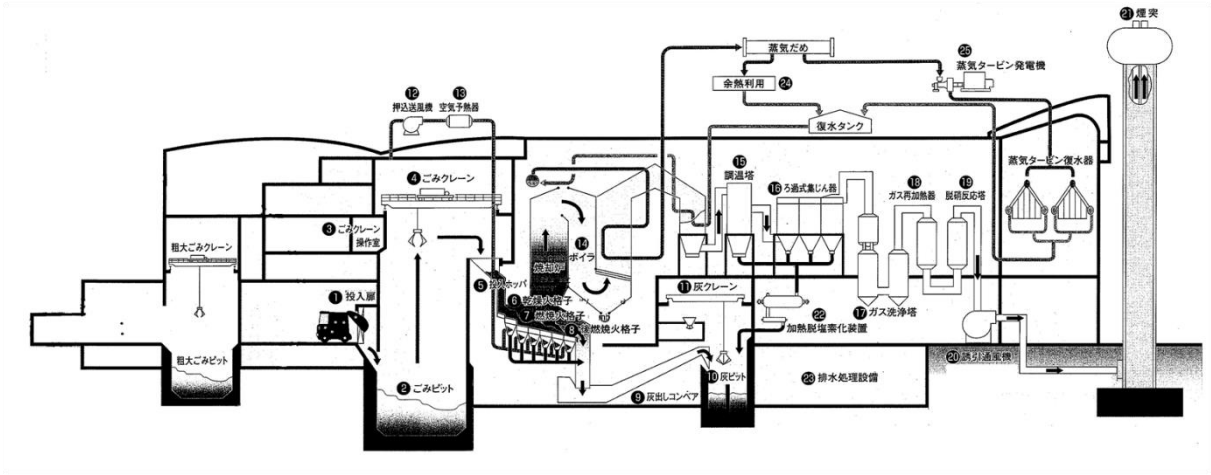
る。

ごみ焼却工場一覧

| 工場名                | 西 淀             | 八 尾             | 舞 洲             | 平 野                | 東 淀             | 住之江             |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------------|-----------------|-----------------|
| 建設年月               | 平成7年3月          | 平成7年3月          | 平成13年4月         | 平成15年3月            | 平成22年3月         | 令和5年3月          |
| プラントメーカー           | (株)タクマ          | 三菱重工(株)         | カナデビア(株)        | JFE<br>エンジニアリング(株) | カナデビア(株)        | (株)タクマ          |
| 規 模                | 300t/日<br>×2基   | 300t/日<br>×2基   | 450t/日<br>×2基   | 450t/日<br>×2基      | 200t/日<br>×2基   | 200t/日<br>×2基   |
| 発電能力               | 14,500kW<br>×1基 | 12,800kW<br>×1基 | 32,000kW<br>×1基 | 27,400kW<br>×1基    | 10,000kW<br>×1基 | 11,300kW<br>×1基 |
| 敷地面積(㎡)            | 25,000          | 40,000          | 33,000          | 39,000             | 16,000          | 32,000          |
| 建築面積(㎡)            | 8,100           | 10,000          | 17,000          | 14,000             | 9,300           | 9,700           |
| 当初建設費<br>(億円)      | 290             | 290             | 609(84)         | 496                | 195             | 193             |
| ダイオキシン類<br>対策費(億円) | —               | —               | —               | —                  | —               | —               |
| 備考                 | 蒸気供給            | 蒸気供給            | 蒸気供給<br>破碎設備併設  | 敷地面積は旧工場分<br>を含む   |                 |                 |

※ 建築面積には計量棟及び別棟の管理棟を含む。  
※ 舞洲工場破碎処理設備:回転式 120 t/5h × 1基、低速回転剪断式 50 t/5h × 1基。舞洲工場の当初建設費の(84)は破碎処理設備に係る建設費で内数。  
※ ダイオキシン類対策費は、法律により定められた排出基準を順守するため、別途、対策工事が必要であった工場のみ記載。

ごみ焼却工場断面図（例:舞洲工場）



|              |            |           |             |               |
|--------------|------------|-----------|-------------|---------------|
| 1. 投入扉       | 6. 乾燥火格子   | 11. 灰クレーン | 16. ろ過式集じん器 | 21. 煙突        |
| 2. ごみピット     | 7. 燃焼火格子   | 12. 押込送風機 | 17. ガス洗浄塔   | 22. 加熱脱塩素化装置  |
| 3. ごみクレーン操作室 | 8. 後燃焼火格子  | 13. 空気予熱器 | 18. ガス再加熱器  | 23. 排水処理設備    |
| 4. ごみクレーン    | 9. 灰出しコンベア | 14. ボイラ   | 19. 脱硝反応塔   | 24. 余熱利用      |
| 5. 投入ホッパ     | 10. 灰ピット   | 15. 調温塔   | 20. 誘引通風機   | 25. 蒸気タービン発電機 |

(3) 破碎処理

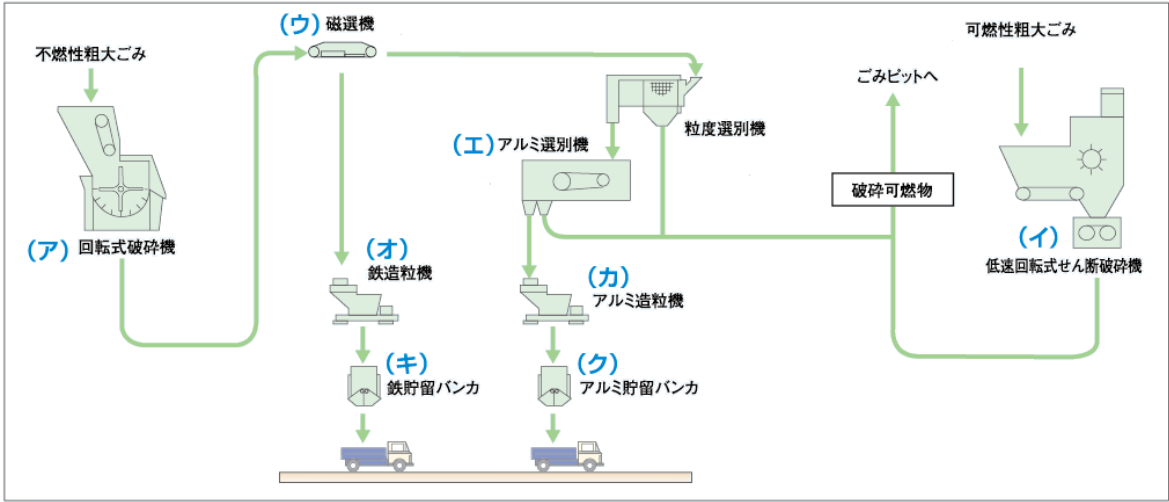
ごみの減量化と中間処理過程における資源化を推進するため、大阪市域から発生する粗大ごみ等は舞洲工場の破碎処理設備で破碎処理を行い、金属回収を行っている。

破碎処理設備では、不燃性の粗大ごみ等については回転式破碎機により破碎したのち、磁

気及びふるいにより鉄・アルミ及びその他のごみに選別している。また、可燃性の粗大ごみ等については低速式回転式せん断破碎機により破碎している。

回収した鉄・アルミについては売却のうえ資源化するとともに、破碎処理後の残渣については、焼却処理を行っている。

舞洲工場破碎処理設備のフロー図



破碎処理実績の推移

| (単位:t) |       |       |       |  |
|--------|-------|-------|-------|--|
| 年度     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |  |
| 破碎処理量  | 8,230 | 8,096 | 8,377 |  |
| 金属回収量  | 1,648 | 1,515 | 1,509 |  |
|        | 鉄     | 1,609 | 1,477 |  |
|        | アルミ   | 38    | 38    |  |
| 焼却量    | 6,582 | 6,582 | 6,868 |  |

令和5年度回収金属別売却収入実績

| (単位:千円) |        |
|---------|--------|
| 回収金属    | 売却収入   |
| 鉄       | 67,287 |
| アルミ     | 7,978  |
| 合計      | 75,265 |

(4) ごみの持込みの受け入れ

環境施設組合のごみ焼却工場では、排出者自らによるごみの持込みを受け入れている。

八尾市域から発生する一般廃棄物については、八尾市において受付手続きが行われた後、八尾工場に搬入されているが、大阪市域から発生する一般廃棄物については、環境施設組合のごみ焼却工場が搬入受付を行っている。

大阪市域から発生する一般廃棄物を持込む場合は、持込みを希望する日の前日までに、当該ごみを排出する場所の区を担当するごみ焼却工場に持込みの予約を行ったうえで、搬入を行う。

鶴見工場の休止及び住之江工場の搬入開始にともない、令和5年3月1日より担当するごみ処理工場を一部変更している。

大阪市域で発生するごみの搬入工場及び受入時間

(令和5年2月28日(火)搬入分まで)

| ごみの種別 | ごみの発生区                         | 工場名          | 受入時間              |
|-------|--------------------------------|--------------|-------------------|
| 焼却対象物 | 中央区・東成区・城東区・鶴見区                | 鶴見工場         | 9時～11時<br>13時～15時 |
|       | 北区・西区・港区・大正区・浪速区・西淀川区・住之江区・西成区 | 西淀工場         |                   |
|       | (他工場の状況により持ち込みを指定する場合がある)      | 八尾工場         |                   |
|       | 福島区・此花区                        | 舞洲工場         |                   |
|       | 天王寺区・生野区・阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区     | 平野工場         |                   |
|       | 都島区・淀川区・東淀川区・旭区                | 東淀工場         |                   |
| 破砕対象物 | 全ての区                           | 舞洲工場<br>破砕設備 |                   |

(令和5年3月1日(水)搬入分から)

| ごみの種別 | ごみの発生区                     | 工場名          | 受入時間              |
|-------|----------------------------|--------------|-------------------|
| 焼却対象物 | 北区・中央区・西区・港区・西淀川区・淀川区      | 西淀工場         | 9時～11時<br>13時～15時 |
|       | (他工場の状況により持ち込みを指定する場合がある)  | 八尾工場         |                   |
|       | 福島区・此花区                    | 舞洲工場         |                   |
|       | 天王寺区・東成区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区 | 平野工場         |                   |
|       | 都島区・東淀川区・旭区・城東区・鶴見区        | 東淀工場         |                   |
|       | 大正区・浪速区・住之江区・住吉区・西成区       | 住之江工場        |                   |
| 破砕対象物 | 全ての区                       | 舞洲工場<br>破砕設備 |                   |

(5) 不適正搬入の防止

焼却処理及び破砕処理作業に支障をきたす廃棄物の混入を未然に防止し、事業系ごみの減量及び適正搬入を促進するとともに資源化を推進するため、各ごみ処理施設では、搬入物検査を実施している。

搬入物検査は、ごみを処理施設のピットに投入する際に目視で搬入物を検査する確認検査と、収集車両からごみを検査装置上に排出させて搬入物を検査する展開検査がある。

不適正搬入を発見した場合には、当該ごみの持ち帰りを搬入者に指示するとともに、当該搬入を所管する構成市へ報告を行っており、当該構成市においてごみの搬入者及び排出者に

対し、適正処理指導が行われている。

#### 令和5年度 搬入物検査実績

(単位:件)

| 工場名  | 鶴見 | 西淀    | 八尾    | 舞洲    | 平野    | 東淀    | 住之江   | 舞洲破碎  | 計      |
|------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 展開検査 | -  | 6,038 | 5,769 | 5,275 | 7,770 | 5,962 | 6,847 | 8,915 | 46,576 |
| 指 摘  | -  | 39    | 14    | 21    | 10    | 80    | 144   | 8     | 316    |

#### (6) 構成4市のごみ減量施策との連携

構成4市は、いずれもごみ減量施策に取り組んでおり、缶・びん・ペットボトル及び金属製の生活用品、容器包装プラスチック、スプレー缶、カセットボンベ類については、それぞれ分別収集が推進されている。また、これらの品目は「大阪広域環境施設組合処理施設の受入基準」においても「分別収集対象品目」として受入不適物としている。

また、大阪市では、焼却処理しているごみに資源化可能な紙類が多く混入していたことから、平成25年10月から資源化可能な紙類のごみ焼却工場への搬入を禁止しており、同受入基準においても、大阪市から搬入されるごみのみの基準として、資源化可能な紙類を受入不適物に含めている。

## 2 ごみ処理過程における環境負荷の低減

### (1) 公害防止対策

ごみ焼却工場は、各種法令により排ガスや排水およびばいじんについて厳しく規制されており、排ガス中のばいじん除去のための電気集じん器やバグフィルター、塩化水素や硫黄酸化物を除去する排ガス洗浄装置、窒素酸化物低減対策の脱硝装置等の対策を講じるとともに、ダイオキシン類対策や臭気対策、排水対策など、公害防止に万全を期している。

#### ① ばいじん等排ガス対策

大阪府域においては、大気汚染防止法および大阪府生活環境の保全等に関する条例により排ガスは厳しく規制されており、ごみの焼却にあたっての対策には万全を期している。

焼却時の排ガス中に含まれるばいじんは、電気集じん器またはバグフィルターで除去し、さらに塩化水素(HCl)、硫黄酸化物(SOx)は排ガス洗浄装置で除去している。また、窒素酸化物(NOx)については、発生を極力防ぐため自動燃焼制御装置で常に適切な焼却制御を行うとともに、脱硝装置により低減を図っている。

工場別のばいじん等排ガス対策

| 工場名  | 対策名                 |                     |                                                                          |             |                       |
|------|---------------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------------------|
| 西淀   | 自動燃焼制御              | 無触媒<br>脱硝装置<br>(尿素) | バグフィルター<br><br>西淀・八尾:消石灰<br>舞洲・東淀:反応助剤<br>平野:活性炭<br>住之江:消石灰、<br>活性炭、反応助剤 | 排ガス<br>洗浄装置 | 触媒<br>脱硝装置<br>(アンモニア) |
| 八尾   |                     |                     |                                                                          |             |                       |
| 舞洲   |                     |                     |                                                                          |             |                       |
| 平野   |                     |                     |                                                                          |             |                       |
| 東淀   |                     |                     |                                                                          |             |                       |
| 住之江  |                     |                     |                                                                          |             |                       |
| 対策項目 | DXN、NO <sub>x</sub> | NO <sub>x</sub>     | ばいじん、SO <sub>x</sub> 、HCl                                                |             | NO <sub>x</sub>       |

※ DXNとは、ダイオキシン類

② ダイオキシン類対策

平成9年8月の大気汚染防止法施行令及び廃棄物処理法施行令の改正、平成12年1月のダイオキシン類対策特別措置法の施行により、平成14年12月から排ガス中のダイオキシン類の排出基準値が1 ng-TEQ/m<sup>3</sup>Nとなったため、対策が必要であった鶴見工場において設備改造等ダイオキシン類対策工事を実施し、法期限までに対策を完了している。

その他の工場も含め全ての工場において、高度な排ガス処理設備等を有するとともに、完全燃焼の徹底を図るなど、適正な運転維持管理に努めることにより、法律に基づく排出基準値を十分に満足しており、令和5年度の排ガス中のダイオキシン類濃度は、次表のとおり排出基準値をすべてクリアしている。

令和5年度 排ガス中のダイオキシン類濃度

| (単位:ng-TEQ/m <sup>3</sup> N) |        |        |                           |                           |          |             |
|------------------------------|--------|--------|---------------------------|---------------------------|----------|-------------|
| 工場名                          | 西 淀    | 八 尾    | 舞 洲                       | 平 野                       | 東 淀      | 住之江         |
| 測定年月                         | 令和5年7月 | 令和5年8月 | 1号炉:令和5年12月<br>2号炉:令和6年2月 | 1号炉:令和5年11月<br>2号炉:令和5年8月 | 令和5年9月   | 令和5年10月     |
| 1号煙突入口                       | 0.042  | 0.054  | 0.00084                   | 0.027                     | 0.00013  | 0.000000019 |
| 2号煙突入口                       | 0.016  | 0.10   | 0.00058                   | 0.046                     | 0.000094 | 0.000000023 |
| 排出基準値                        | 1      | 1      | 1                         | 0.1                       | 0.1      | 0.1         |

※ 排出基準値は、廃棄物処理法、ダイオキシン類対策特別措置法による。

※ TEQとは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2, 3, 7, 8-TCDDの量に換算した値

※ ng(ナノグラム)とは、10億分の1グラム ※ 1m<sup>3</sup>N(立方メートルノルマル)とは、0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積

※ ダイオキシン類濃度の数値にはコプラナーPCBを含む。

③ 臭気対策

密閉されたピット内の空気を押込送風機で燃焼用として焼却炉に吹き込み、ピット内の気圧を外部の気圧より低く保つことにより、ごみ投入扉を開けても、ごみの臭気が外にも

れないようにしている。

また、900℃前後の高温で焼却することにより、排ガス中の臭気成分を完全に分解している。

#### ④ 排水対策

焼却処理に伴い生じる排水については、排水処理設備において、凝集沈殿及びろ過処理等を行い、基準値を満足したうえで下水道へ放流している。

#### ⑤ その他の対策

工場から発生する騒音については、発生源である機械類等を専用室内に設置して防音に努めるとともに、防音壁や吸音材等を用いてこれに対処している。

### (2) 環境への配慮

環境配慮行動を積極的に推進するため、環境マネジメントシステムを適正に運用している。

また、全てのごみ焼却工場にて取得している国際環境規格ISO14001の認証を継続し、環境への影響を自主的に管理するとともに、総合的な運転管理の質的向上を図りながら、環境に配慮した操業を行っている。

## 3 地球温暖化対策の推進

### (1) 余熱利用の促進

ごみの焼却時に発生する熱を利用し蒸気を発生させ、蒸気タービンで発電を行うなど、エネルギーの有効利用に努めている。

令和5年度においては、標準的な家庭における1世帯あたりの年間電力使用量を3,120kWhと想定したとき※、約11万世帯が使う電氣量に相当する売電(327,144MWh)を行い、電力会社等から約63億円の収入を得ている。また、発生した蒸気は近隣施設等へ供給し、可能な限り焼却余熱の有効利用に努めている。

化石燃料の使用量を減らし、地球温暖化防止に寄与するため、今後、ごみ焼却工場の建替えにあたっては、高効率発電設備を導入するなど、積極的に余熱利用を図っていく。

※出典元：関西電力(株)HP（個人のお客さま>電氣>ご契約メニュー>従量電灯A）

URL）[https://kepcoco.jp/ryokin/menu/dento\\_a/](https://kepcoco.jp/ryokin/menu/dento_a/)

令和5年度 ごみ焼却工場売電収入実績(令和5年3月～令和6年2月)

| 工場名        | 鶴見     | 西淀      | 八尾      | 舞洲        | 平野        | 東淀      | 住之江       | 合計        |
|------------|--------|---------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 売電電力量(MWh) | 2,537  | 47,896  | 26,036  | 72,797    | 76,067    | 45,559  | 56,252    | 327,144   |
| 売電収入(千円)   | 36,313 | 988,908 | 481,072 | 1,383,796 | 1,464,927 | 882,245 | 1,079,118 | 6,316,379 |

令和5年度 ごみ焼却工場余熱利用状況

| 工場名 | 供 給 先                |                      |
|-----|----------------------|----------------------|
|     | 電 気                  | 蒸 気                  |
| 鶴 見 | 電気事業者                | —                    |
|     | 大阪市環境局 城北環境事業センター    |                      |
| 西 淀 | 電気事業者                | 西淀川特別養護老人ホーム         |
|     | 大阪市環境局 西北環境事業センター    | —                    |
|     | 大阪市立西淀川屋内プール(エルモ西淀川) | 大阪市立西淀川屋内プール(エルモ西淀川) |
| 八 尾 | 電気事業者                | 八尾市立屋内プール            |
|     | 八尾市立衛生処理場            | —                    |
| 舞 洲 | 電気事業者                | 大阪市建設局 舞洲スラッジセンター    |
| 平 野 | 電気事業者                | —                    |
|     | 大阪市環境局 東南環境事業センター    |                      |
| 東 淀 | 電気事業者                | —                    |
| 住之江 | 電気事業者                | —                    |

(2) 温室効果ガス排出量の削減

ごみ焼却エネルギーの有効活用により発生した電力を電力会社等に供給することによって、電力会社等は電力や熱エネルギーの使用に伴う化石燃料の使用を削減できることになることから、間接的に温室効果ガス排出量の削減に寄与している。

間接的な温室効果ガス排出削減量の推移

| 年度           | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   |
|--------------|---------|---------|---------|
| 間接削減量(t-CO2) | 127,596 | 128,886 | 143,289 |

(3) その他環境対策

省エネ対策や構内緑化の拡大に加え、ごみ焼却工場建物の屋上や壁面を利用した緑化を進めるなどの取組みを行っている。

また、屋上等に太陽光発電パネルを設置し、自然エネルギーの有効活用による発電を実施しているほか、雨水利用も行っている。

ごみ焼却工場における環境対策

| 工場名 | 屋上及び壁面緑化 | 太陽光発電 | 雨水利用 |
|-----|----------|-------|------|
| 西淀  | —        | —     | —    |
| 八尾  | —        | —     | —    |
| 舞洲  | 6,412㎡   | —     | —    |
| 平野  | 994㎡     | —     | ○    |
| 東淀  | 2,482㎡   | 20kW  | —    |
| 住之江 | 265 m2   | 22kW  | ○    |

## 4 ごみの最終処分

環境施設組合では、ごみ焼却工場から排出される焼却残さいについて、構成4市のごみ処理量の割合に応じて、大阪市分は大阪市の最終処分場である北港処分地または大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場である大阪沖埋立処分場において、また、八尾市分・松原市分・守口市分は大阪沖埋立処分場において、それぞれ埋立処分を行っている。

埋立処分実績の推移

(単位:t)

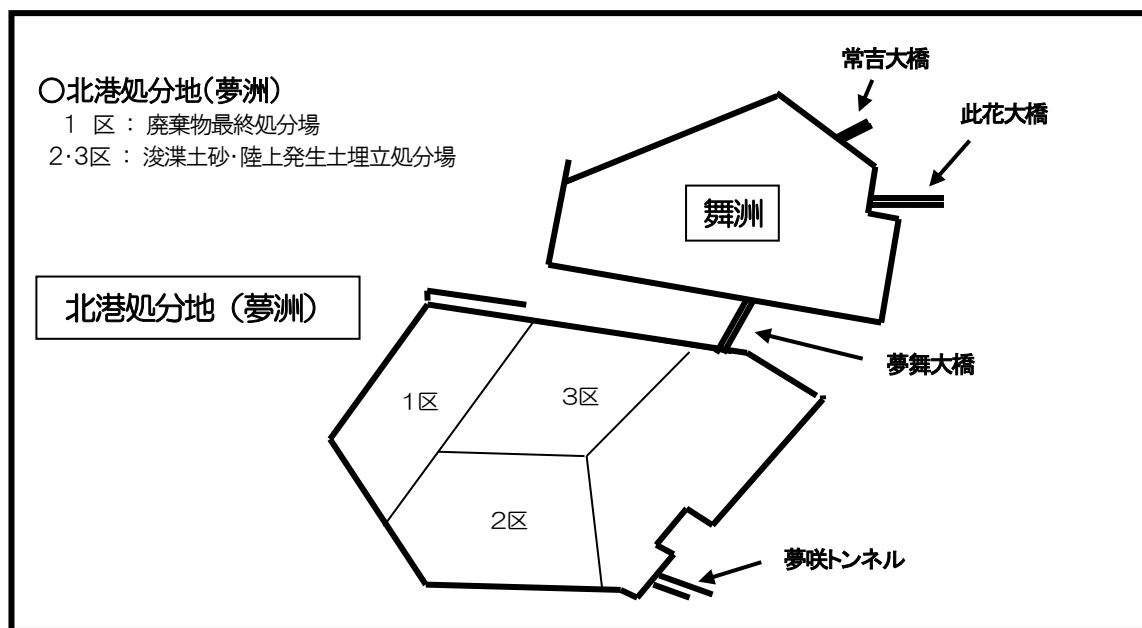
| 年度     |          | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|--------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 埋立処分量  |          | 154,793 | 147,290 | 151,969 | 145,777 |
| 内<br>訳 | 北港処分地    | 120,871 | 96,978  | 83,781  | 74,734  |
|        | 大阪沖埋立処分場 | 33,922  | 50,312  | 68,188  | 71,043  |

### (1) 北港処分地

#### ① 概要

◇北港処分地の位置及び規模

| 埋立場所名        | 位置             | 埋立面積   | 埋立容量    |
|--------------|----------------|--------|---------|
| 北港処分地(夢洲)第1区 | 大阪市此花区夢洲東1丁目地先 | 64.1ha | 1,169万㎡ |



## ② 公害防止対策

### ア 污水対策

焼却残さいの埋立に伴って生じる污水については、1次処理としてフローティング・エアレーターによる曝気処理を行い、2次処理として凝集沈殿装置にて処理している。

### イ 発生ガス対策

埋立により発生するメタンガスは、ガス抜き装置により処理している。

### ウ 衛生害虫獣及び焼却灰の飛散防止対策

焼却残さいに樹木の生育に支障とならない山土などで覆土を行うことで、悪臭の飛散防止、ハエ・ネズミなど衛生害虫獣の繁殖防止、焼却残さいの飛散防止及びメタンガスによる火災を防止している。

## (2) 大阪湾広域臨海環境整備センター

廃棄物を広域的に処理するために、港湾に広域処理場を建設、運営する事業主体の組織法人として「広域臨海環境整備センター法」に基づき、「大阪湾広域臨海環境整備センター」が昭和57年3月に設立された。構成4市とも関係地方公共団体として出資しており、大阪市においては港湾管理者としても出資を行っている。

同センターでは、Ⅰ期計画として建設した尼崎沖と泉大津沖の2カ所の廃棄物の埋立処分場について、すでに受け入れを終了しており、Ⅱ期計画として、神戸沖と大阪沖の2カ所に埋立処分場を建設し、大阪沖は平成21年10月から受け入れを開始している。

環境施設組合は、大阪沖埋立処分場まで焼却残さいを運搬し、同センターに埋立処分を委託している。

### ◇広域処分場の位置及び規模

| 埋立場所名    | 位置           | 埋立面積 | 埋立容量                |
|----------|--------------|------|---------------------|
| 大阪沖埋立処分場 | 大阪市此花区北港緑地地先 | 95ha | 1,400万 $\text{m}^3$ |

## 5 普及啓発の推進

### (1) 施設見学の受入れ

ごみ焼却工場等の施設において、学校、各種団体等施設見学を積極的に受け入れるとともに、ごみ焼却工場見学コースの一般開放（焼却工場オープンデー）を行うなど、ごみの処理工程をはじめ、エネルギーの有効利用や公害防止対策といった環境対策の取り組みについて、市民の理解と協力が得られるよう、普及啓発活動の推進に努めており、国内外からの行政視察も多数受け入れている。

令和6年度は、各工場で小学校及び団体の工場見学を、舞洲工場で個人の工場見学を受け入れる。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から焼却工場オープンデーは令和2年度から休止していたが、令和4年度から再開しており令和6年度も引き続き実施する。

施設見学受入れ状況の推移

| 年 度            |         | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度  | 令和5年度  |
|----------------|---------|-------|-------|--------|--------|
| 施設見学           | 団体数(団体) | 33    | 509   | 1,214  | 1,409  |
|                | 人 数 (人) | 1,460 | 3,968 | 12,961 | 18,402 |
| 焼却工場<br>オープンデー | 開催日数(日) | 0     | 0     | 5      | 10     |
|                | 来場者数(人) | 0     | 0     | 650    | 2,634  |

※オープンデーの来場者数は、施設見学人数の内数

### (2) 情報提供

環境施設組合のホームページにより、市民・事業者等に向けて情報提供を行うとともに、構成4市のホームページとリンクを行い、情報の相互活用を図っている。

より見やすいホームページとするため、直近では平成29年12月にリニューアルを行っている。

なお、トップページへの令和5年度アクセス件数は、前年度から14,285件増の104,231件であった。(URL <https://www.osaka-env-paa.jp/> )

## 6 技術研究及び技術協力

### (1) 技術研究

環境施設組合では、効率的で適正かつ安定した事業を推進するため、焼却灰の有効利用に関する調査研究や、高効率なエネルギーの回収利用を可能にする処理システム、再エネ由来の水素と生ごみ由来のバイオガスを用いたメタネーション技術の検討するなど、廃棄物処理に関する新たな技術や課題等について、調査研究を進めている。

令和5年度においても、焼却灰を分析（重金属類含有量、塩素濃度、成分等）し、ごみ減量の推進に伴う焼却灰の性状変化等を把握するため、データの蓄積を継続的に行うとともに、焼却飛灰をセメント資源化する技術を有する資源リサイクルメーカーの処理施設を視察し知見を深めたほか、焼却灰の新たな有効利用の可能性を調査するため還元溶融式製錬炉を用いた再生処理を行うメーカーへ試料提供をおこなっている。

さらには、焼却工場の運転管理におけるビッグデータの活用など、廃棄物処理に関する情報収集を行っている。

また、民間企業等との協働として、ごみ処理の主目的である減容化性能を維持しながら、可燃ガスを生成することでエネルギーの利活用を図る新たなシステムとして熱分解ガス化改質システムの研究や、再エネ電力による水電解から製造した水素と生ごみのメタン発酵から製造したバイオガスを用いてメタネーションを行い、カーボンニュートラルな合成メタンを製造し、都市ガス消費機器で利用するという一連のサプライチェーンの構築・実証の共同研究を進めている。

一方で、廃棄物処理を行う中で表面化した課題の解決や、排水や排ガス等の排出基準など法令等の改正などに対応するため、従前から、分析・解析等の専門機関である大阪市立環境科学研究センターと協力関係を築いており、令和5年度においても、「引抜き水量等の制御による洗煙装置の運転手法の最適化に関する検討」、「凝集沈殿処理における薬剤使用量の縮減に関する検討」、「六価クロムの排水基準強化に備えた処理システムの検討」の3つのテーマについて、分析・解析等を同研究センターへ依頼し、課題の解決や新たな技術開発に努めている。

## （２）技術協力

ごみ焼却工場の運転管理や施設整備・建設計画など、環境施設組合が有する技術力を活用して、他都市や海外からの要請に対し、積極的に技術協力・支援を行っている。

令和5年度においては、環境施設組合主催の調査研究報告会を開催し、職員だけではなく、他都市の施設管理担当者も交え、排ガス、排水、焼却灰中の有害物質の挙動等に関する調査研究について、意見交換等を実施している。

海外への技術協力・支援では、廃棄物の焼却に伴い発生するダイオキシン類の抑制方法や、舞洲工場をモデルとしたごみ焼却工場の各設備、フロー等、ごみ焼却工場のごみ処理技術について、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施している研修に対して協力を実施するなど、開発途上国が抱える廃棄物処理の課題解決に向けた支援を行った。

## 第4章 施設整備

### 1 ごみ焼却工場の整備・配置計画

環境施設組合の「ごみ焼却工場の整備・配置計画」については、平成24年4月に大阪市戦略会議において策定した「ごみ焼却工場の整備・配置計画」を、平成25年3月に大阪市、八尾市及び松原市の基本合意のもとで引き継いでおり、同計画に基づき、平成28年3月に住之江工場を休止して更新工事に着手し、6工場稼働・1工場建替えの体制に移行した。

平成24年度以降、ごみ焼却処理量の見直しや守口市の環境施設組合加入、廃棄物処理システムの強靱性確保やインフラ施設の長寿命化など、ごみ処理を取り巻く環境が大きく変化している。さらに、鶴見工場の建替えに向けた準備時期を迎えたことから、令和2年3月の「大阪広域環境施設組合一般廃棄物処理基本計画」の改定に合わせて「ごみ焼却工場の整備・配置計画」を改定し、鶴見工場整備計画調査に着手するなど施設整備を進めている。

【参照：資料6（61ページ）】

### 2 鶴見工場の建替・運転委託事業

#### （1）概要

鶴見工場は、平成2年3月に竣工後、約33年間稼働してきたが、施設の老朽化に伴い令和5年3月に休止した。

同工場は、環境施設組合におけるごみ焼却事業を将来にわたり円滑に推進するため、住之江工場の竣工に合わせて休止し、現在建替えを行っている。

|                |         |                            |
|----------------|---------|----------------------------|
| 事業計画地          |         | 大阪市鶴見区焼野2丁目11番             |
| 建替事業用地         |         | 約24,000㎡                   |
| 処理方式           |         | 全連続燃焼式（ストーカ式）              |
| 処理能力           |         | 620 t/日（310 t/日×2炉）        |
| 事業期間<br>(契約期間) | 設計・建設期間 | 令和5年2月から令和11年3月末までの約6年2か月間 |
|                | 運転管理期間  | 令和11年4月から令和31年3月末までの20年間   |

#### （2）民間事業者の選定及び契約の締結

鶴見工場建替・運転委託事業については、設計・建設並びに運転管理を民間事業者に一括かつ長期的に委ねる「公設運転委託方式」を採用した。

事業者選定にあたっては総合評価落札方式を採用し、公共工事総合評価落札方式技術審査委員会において、同事業の実施に際して環境施設組合が求める内容を示す技術的な提案内容や、入札提案書類を客観的に評価するための落札者決定基準などについて審議したうえで、令和4年4月に入札公告を行った。

公共工事総合評価落札方式技術審査委員会において、落札者決定基準に基づき落札候補者を選定し、その選定結果を踏まえて令和4年11月に落札者を決定した。

その後、令和5年2月に組合議会の議決を得て、鶴見工場建替・運転委託事業の事業契約

を締結した。

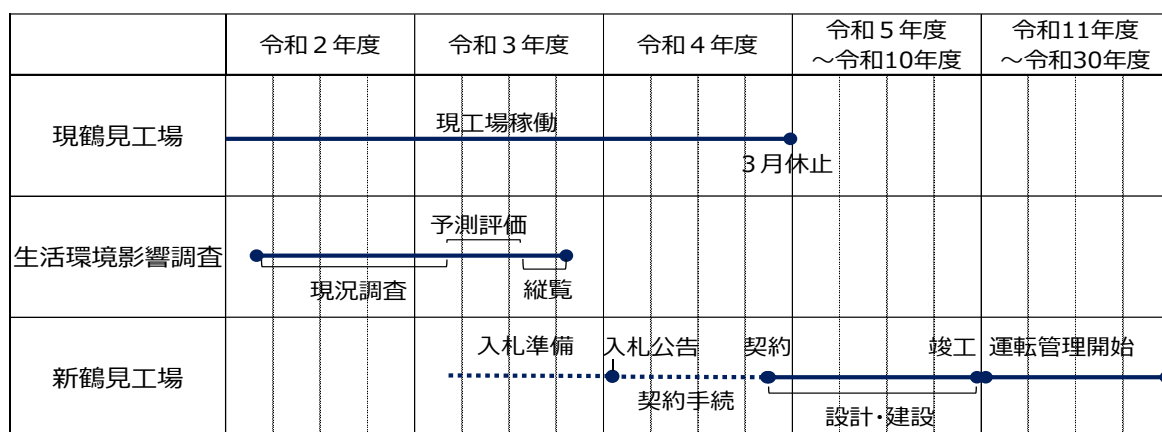
### (3) 事業の進捗状況

鶴見工場建替工事における設計・施工段階の業務を適切に実施するための手順等を「鶴見工場建替工事における設計・施工モニタリングマニュアル」として令和4年9月に定めた。

令和5年4月から現地に本組合職員を常駐させ、そのモニタリングマニュアルに基づき事業者が順次作成する設計図書などについて、プラント設備や建物の性能など技術的な審査を行うとともに、設計図書などに基づく適切な施工がなされているか工事監理を行っている。

令和6年6月にプラント機器の撤去が完了し、7月から工場棟の解体を行っており、令和7年2月から新築工事を行う予定である。令和10年度末の竣工、令和11年度からの運転管理開始を目標に事業を進めていく。

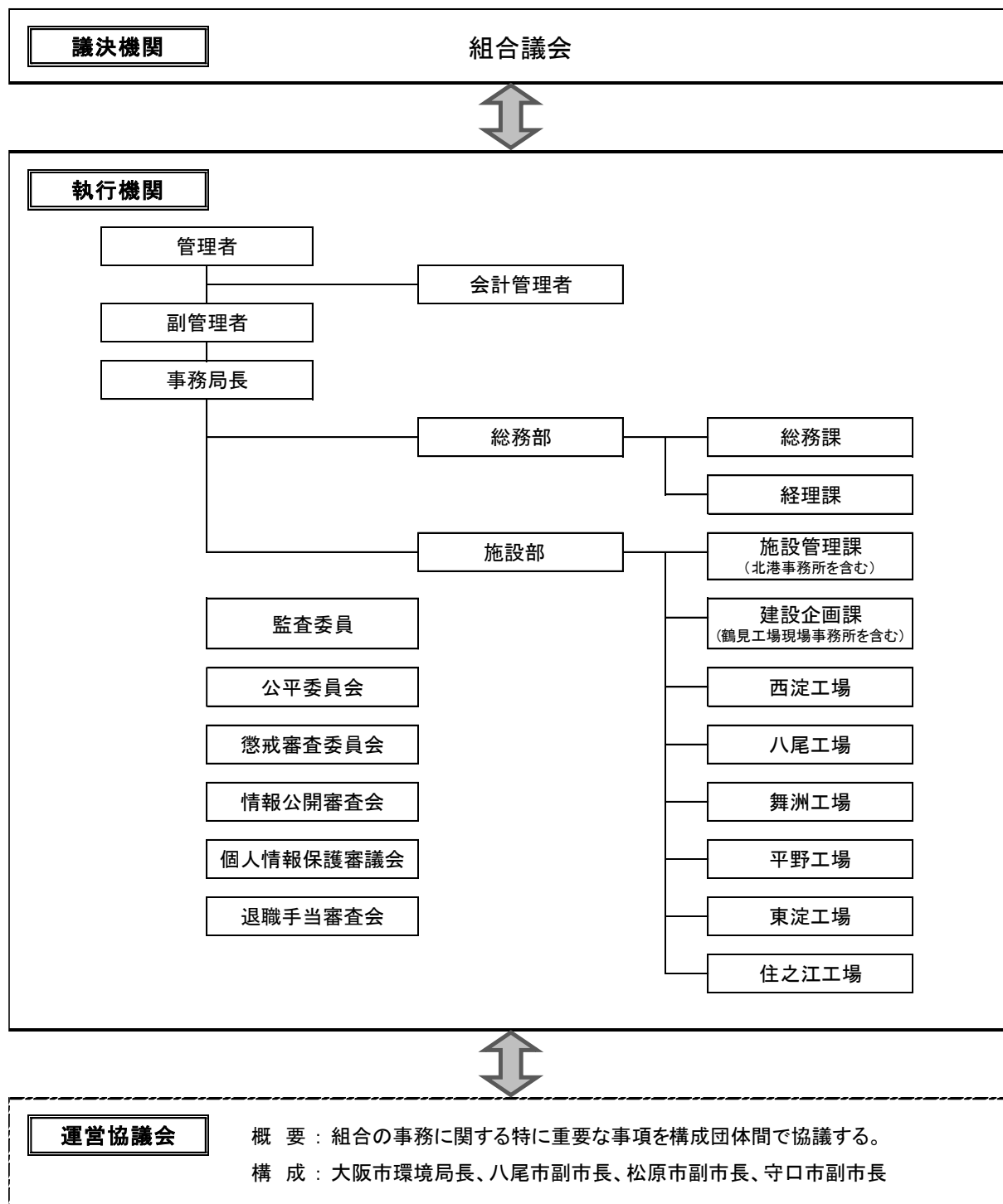
鶴見工場建替事業スケジュール



## 第5章 組織

### 1 機構

特別地方公共団体である環境施設組合は、議決機関である議会と執行機関である管理者等で構成されている。また、環境施設組合の規約の変更や重要な計画の策定、その他組合の運営に係る重要事項について構成4市間で協議するため、運営協議会を設置している。



## 2 議決機関

### (1) 環境施設組合議会の構成

議員の定数は22人であり、構成4市の各議会において、当該議会の議員のうちから、大阪市は15人、八尾市は3人、松原市は2人、守口市は2人をそれぞれ選出している。

また、議員の任期は、当該構成団体の議会の任期による。

### (2) 定例会と臨時会

組合議会には、定例会と臨時会があり、管理者が招集する。

条例に基づき、定例会は年2回、臨時会は必要のあるときに招集する。

なお、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は置かず、本会議のみを行う。

#### 令和5年度 環境施設組合議会の開催実績

| 会議名        | 開会日        | 主な議決内容                                                                |
|------------|------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 令和5年第1回臨時会 | 令和5年7月12日  | 大阪広域環境施設組合議会議長の選挙<br>監査委員の選任 等                                        |
| 令和5年第2回定例会 | 令和5年9月4日   | 令和4年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告<br>職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例案                   |
| 令和5年第2回臨時会 | 令和5年12月22日 | 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案<br>大阪広域環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例案 等 |
| 令和6年第1回定例会 | 令和6年2月7日   | 令和6年度大阪広域環境施設組合一般会計予算<br>大阪広域環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案 等                |

### (3) 本会議の結果・その他

本会議の議決結果や会議録は、環境施設組合のホームページに掲載している。

なお、本会議の開会日程については、議会の招集告示に合わせて報道発表を行うとともに、ホームページに掲載している。また、本会議は、一般傍聴（直接傍聴）を実施している。

## 3 執行機関

### (1) 管理者

環境施設組合の代表者である管理者を1人置くこととしている。管理者は、構成4市の長の互選により定めることとしており、現在は大阪市長が選任されている。

なお、副管理者については、管理者である構成団体の長以外の構成団体の長のうちから管理者が1名選任することとしており、現在は八尾市長が選任されている。

管理者及び副管理者の任期は、当該構成団体の長の任期による。

### (2) 監査委員

環境施設組合の事務の執行を監査するため、監査委員を2人置いている。

監査委員は、管理者が、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから1人、組合議会の議員のうちから1人を、組合議会の同意を得て選任している。

任期は、識見を有する者のうちから選任されるものは4年、組合議員のうちから選任される者にあつては、当該組合議会議員の任期である。

### **(3) 公平委員会**

職員の勤務条件に関する措置要求等を審査するため、公平委員会を設置している。

公平委員会委員は、管理者が、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、組合議会の同意を得て選任しており、定数は3人、任期は4年である。

### **(4) 補助機関**

管理者の権限に属する事務を処理する本庁舎の2部4課及び6工場から構成されている。

なお、会計管理者の権限に属する事務、公平委員会委員及び監査委員を補助する事務、議会運営事務については、総務部総務課職員が兼務している。

## **4 附属機関**

### **(1) 懲戒審査委員会**

環境施設組合の職員の懲戒処分を行うにあたって審査を行うため、「大阪広域環境施設組合懲戒審査委員会」を設置している。

同委員会は、管理者が委嘱する委員5人（学識経験者3人及び組合の職員2人）で組織している。

### **(2) 情報公開審査会**

情報公開請求に対する公開決定等についての審査請求に係る実施機関の諮問事案等を調査審議するため、「大阪広域環境施設組合情報公開審査会」を設置している。

同審査会は、管理者が委嘱する委員3人（学識経験者その他適当と認める者）で組織している。

### **(3) 個人情報保護審議会**

個人情報に関する開示決定等についての審査請求に係る実施機関の諮問事案等を調査審議するため、「大阪広域環境施設組合個人情報保護審議会」を設置している。

同審議会は、管理者が委嘱する委員3人（学識経験者その他適当と認める者）で組織している。

### **(4) 退職手当審査会**

懲戒処分等に該当する行為を行つた職員に係る退職手当の支給制限に係る実施機関の諮問事案等を調査審議するため、「大阪広域環境施設組合退職手当審査会」を設置している。

同審査会は、管理者が委嘱する委員3人（識見を有する者）で組織している。

## 5 職員

環境施設組合の職員（条例定数）は448人であるが、令和6年5月1日現在の職員数は444人（定数外の職員3人を含む。）である。

職員について、行政職員は構成4市からの派遣職員及び大阪市から身分移管した環境施設組合固有職員、技能職員は大阪市から身分移管した環境施設組合固有職員で構成されている。

### 職員の配置

（令和6年5月1日現在）

（単位：人）

| 区分  |    | 行政職員 |              |            |    |              |            |            |              |            | 技能職員 |              |            | 小計<br>(a) |              |            | 会計年度<br>任用職員<br>(b) |     | 合計<br>(a+b) |
|-----|----|------|--------------|------------|----|--------------|------------|------------|--------------|------------|------|--------------|------------|-----------|--------------|------------|---------------------|-----|-------------|
|     |    | 事務   |              |            | 技術 |              |            | 事業担当主事・主事補 |              |            |      |              |            |           |              |            |                     |     |             |
|     |    | 本務   | 再任用<br>フルタイム | 再任用<br>短時間 | 本務 | 再任用<br>フルタイム | 再任用<br>短時間 | 本務         | 再任用<br>フルタイム | 再任用<br>短時間 | 本務   | 再任用<br>フルタイム | 再任用<br>短時間 | 本務        | 再任用<br>フルタイム | 再任用<br>短時間 | フル<br>タイム           | 短時間 |             |
| 総務部 |    | 19   | 2            | 0          | 3  | 0            | 0          | 5          | 0            | 0          | 0    | 0            | 0          | 27        | 2            | 0          | 1                   | 0   | 30          |
| 施設部 |    | 2    | 0            | 0          | 27 | 3            | 0          | 1          | 0            | 0          | 6    | 4            | 0          | 36        | 7            | 0          | 0                   | 0   | 43          |
|     | 西淀 | 0    | 0            | 0          | 7  | 0            | 0          | 4          | 0            | 0          | 51   | 5            | 0          | 62        | 5            | 0          | 0                   | 0   | 67          |
|     | 八尾 | 1    | 0            | 0          | 6  | 0            | 0          | 5          | 0            | 0          | 50   | 4            | 0          | 62        | 4            | 0          | 0                   | 0   | 66          |
|     | 舞洲 | 1    | 0            | 0          | 8  | 0            | 0          | 6          | 0            | 0          | 64   | 15           | 0          | 79        | 15           | 0          | 0                   | 0   | 94          |
|     | 平野 | 1    | 0            | 0          | 5  | 0            | 0          | 5          | 0            | 0          | 58   | 6            | 0          | 69        | 6            | 0          | 0                   | 0   | 75          |
|     | 東淀 | 2    | 0            | 0          | 7  | 0            | 0          | 3          | 0            | 0          | 50   | 5            | 0          | 62        | 5            | 0          | 0                   | 0   | 67          |
| 合計  |    | 26   | 2            | 0          | 63 | 3            | 0          | 29         | 0            | 0          | 279  | 39           | 0          | 397       | 44           | 0          | 1                   | 0   | 442         |

※ 再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は定数から除く。

【参考】派遣職員受入数

| 区分  | 行政職員 |              |            |    |              |            |            |              |            | 技能職員 |              |            | 小計<br>(a) |              |            | 会計年度<br>任用職員<br>(b) |     | 合計<br>(a+b) |
|-----|------|--------------|------------|----|--------------|------------|------------|--------------|------------|------|--------------|------------|-----------|--------------|------------|---------------------|-----|-------------|
|     | 事務   |              |            | 技術 |              |            | 事業担当主事・主事補 |              |            |      |              |            |           |              |            |                     |     |             |
|     | 本務   | 再任用<br>フルタイム | 再任用<br>短時間 | 本務 | 再任用<br>フルタイム | 再任用<br>短時間 | 本務         | 再任用<br>フルタイム | 再任用<br>短時間 | 本務   | 再任用<br>フルタイム | 再任用<br>短時間 | 本務        | 再任用<br>フルタイム | 再任用<br>短時間 | フル<br>タイム           | 短時間 |             |
| 大阪市 | 21   | 1            | 0          | 63 | 0            | 0          | 0          | 0            | 0          | 0    | 0            | 0          | 84        | 1            | 0          | 0                   | 0   | 85          |
| 八尾市 | 3    | 0            | 0          | 0  | 0            | 0          | 0          | 0            | 0          | 0    | 0            | 0          | 3         | 0            | 0          | 0                   | 0   | 3           |
| 松原市 | 1    | 0            | 0          | 0  | 0            | 0          | 0          | 0            | 0          | 0    | 0            | 0          | 1         | 0            | 0          | 0                   | 0   | 1           |
| 守口市 | 1    | 0            | 0          | 0  | 0            | 0          | 0          | 0            | 0          | 0    | 0            | 0          | 1         | 0            | 0          | 0                   | 0   | 1           |

## 6 事務分掌

### 大阪広域環境施設組合事務分掌規則

#### 総務部

#### 総務課

- (1) 組合の業務に関する総合的企画、調査、連絡調整、統計及び資料の収集整備に関すること。
- (2) 組合の業務の進行管理及び事務改善に関すること。
- (3) 組合の業務の普及及び広報に関すること。
- (4) 庁舎の管理に関すること。

- (5) 文書の審査、管理、公印に関すること。
- (6) 条例、規則その他の規程の審査に関すること。
- (7) 議会に関すること。
- (8) 訴訟及び不服申し立てに関すること。
- (9) 事故の処理並びに自動車に係る保険の契約及び保険金の請求に関すること。
- (10) 情報化に係る総合的企画及び推進に関すること。
- (11) 電子計算機及び通信ネットワークの整備及び管理運営に関すること。
- (12) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- (13) 運営協議会に関すること。
- (14) 公金取扱契約に関すること。
- (15) 組合の人事に関すること。
- (16) 職員の任免、分限、懲戒、配置その他の人事に関すること。
- (17) 職員の勤務条件に関すること。
- (18) 職員の人事、給与制度の企画、調査、研究に関すること。
- (19) 職制及び職員の定数管理に関すること。
- (20) 職員の被服貸与に関すること。
- (21) 職員の福利厚生に関すること。
- (22) 職員の安全、衛生管理、災害補償その他職員の厚生に関すること。
- (23) 職員の給与の執行管理に関すること。
- (24) 職員の人事及び厚生に係る事務の集中処理に関すること。
- (25) 職員の競争試験及び選考並びに臨時的任用に関すること。
- (26) 人事記録の管理に関すること。
- (27) 職員の苦情処理に関すること。
- (28) 研修計画の策定及び実施に関すること。
- (29) 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること。
- (30) 派遣元等との人事、給与、労務及び研修に係る連絡調整に関すること。
- (31) 他の課の主管に属さないこと。

## 経理課

- (1) 予算の編成及び執行管理並びに決算の報告に関すること。
- (2) 公債に関すること。
- (3) 資金の計画及び基金の運用に関すること。
- (4) 定期監査、決算審査その他監査の受検に関すること。
- (5) 工事その他請負、物品の購買等契約の締結に関すること。
- (6) 不動産を除く物件の買い入れ、売り払い及び借入契約の締結並びに業務委託の入札に関すること。
- (7) 入札参加資格の審査に関すること。
- (8) 公有財産の調査及び管理並びに公有財産台帳の管理に関すること。
- (9) 普通財産の管理転用及び処分に関すること。
- (10) 不動産の交換及び寄付収受に関すること。

- (11) 不動産の取得（借入を含む。）並びに地上物件の移転及び補償に関する事。

## **施設部**

### **施設管理課**

- (1) 一般廃棄物処理計画に関する事。
- (2) 一般廃棄物等の適正処理の指導に関する事。
- (3) ごみ処理施設の管理運営及びこれに附帯する事務に関する事。
- (4) 埋立処分地の造成及び管理運営に関する事。

### **建設企画課**

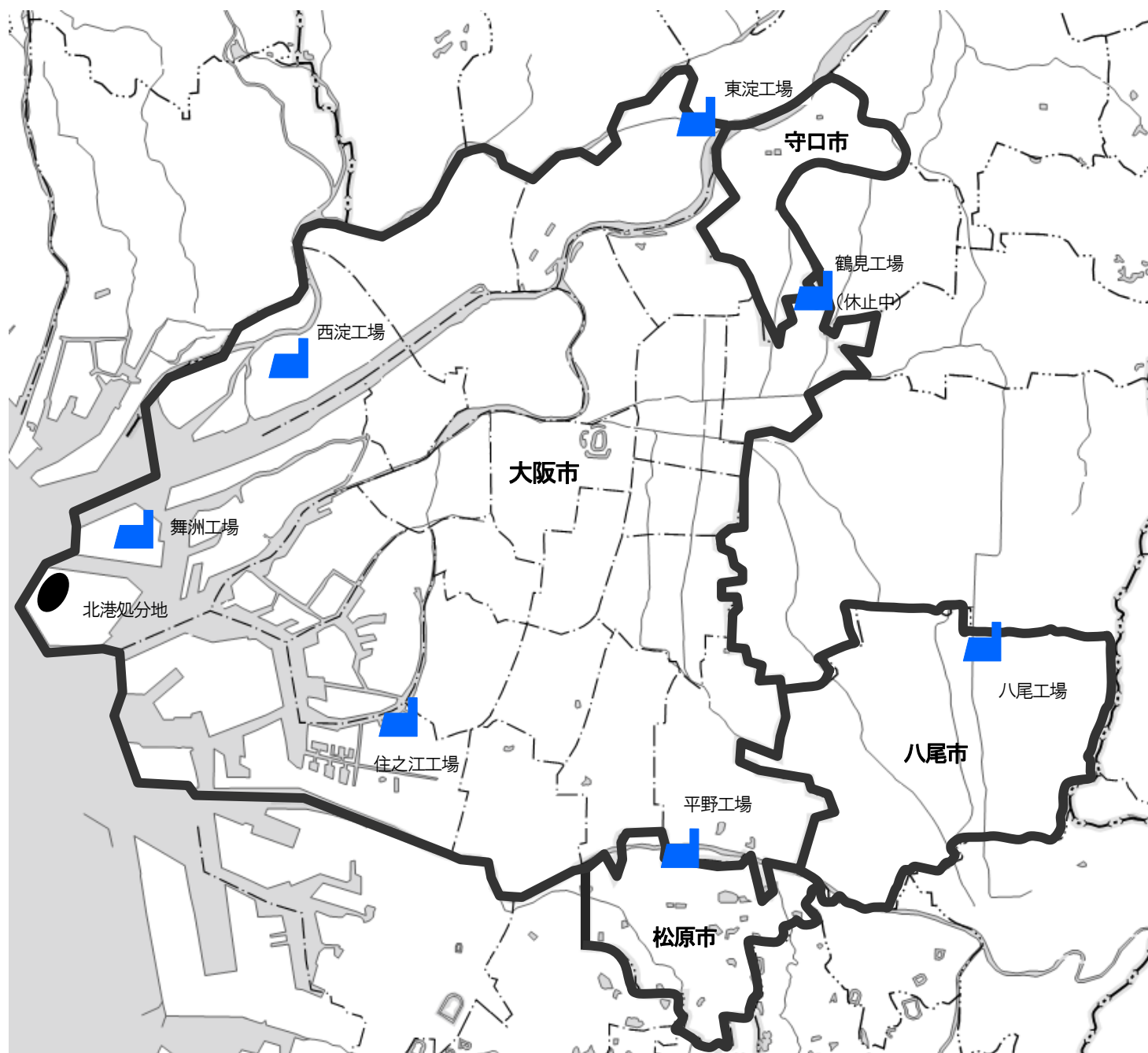
- (1) ごみ処理施設の建設に関する事。
- (2) 廃棄物処理の技術開発に関する事。

## **大阪広域環境施設組合事業所事務分掌規則**

### **各工場**

- (1) 一般廃棄物等の焼却及び破碎処理に関する事。
- (2) 搬入不適物の規制に関する事。
- (3) 焼却残さいの処分に関する事。
- (4) 発電設備及び蒸気設備の管理に関する事。

## 7 施設配置図



## 8 研修・安全衛生

### (1) 研修

環境施設組合では、職員の能力開発と組織的な人材育成の促進を目的として、平成27年9月に人材育成基本方針を策定した。その後、平成30年1月には職員の目指すべき方向性や職員と職場の各々の役割を明確にし、具現化することで職員と組織が一体となった組合運営を確立するための改訂を行い、令和5年3月には技能職員の新規採用を実施するにあたって、今まで培ってきた技術の継承をより効率的に行うための改訂を行った。この基本方針に基づき、研修をOJT（職場研修）、Off-JT（職場外研修）に大別し、さらには職種や勤務年数・役職等に応じて分類したうえで体系的に実施し、組織における自己の役割を踏まえて、自律的に考え行動できる職員の育成をめざしている。

研修の実施にあたり、総務課においては、各階層（役職・職種・年齢等）に応じて必要なスキルや知識に関する研修や自己啓発意識を促すための外部機関への派遣研修を行うとともに、各ごみ焼却工場においても、職場の上司や先輩職員によるOJTの実践により人材育成に取り組んでいる。

加えて施設管理課においては、経営計画に基づく人材の継続的な育成として、行政職員（技術）を対象に各種研修に取り組んでいる。

令和5年度からは、新規採用職員（技能職員）を対象にした研修をOJT、Off-JTの双方で実施し、組合職員としての自覚と責任感を養い、職務遂行に必要な知識の習得を図っている。

総務課、施設管理課と各ごみ焼却工場が相互に連携・協力を図ることで、より一層効果的・効率的な人材育成を進めている。

#### ① 職場研修

上司や先輩による日常的にあらゆる場面を通じた指導（OJT）をはじめ、業務に必要な知識やスキルの習得を図るため内部講師による人権研修やコンプライアンス研修、また技術の継承や技術力の確保に繋げるための研修を実施し、計画的・継続的な職員の育成を行う。

#### ② 階層別研修

各階層（役職・職種・年齢等）に応じて求められる役割を理解し、職務遂行に必要な知識や技能を習得するとともに、自らのキャリア形成を考えることで能力開発や自己啓発意識の向上を図り、自ら主体的に行動できる職員の育成をめざす。

令和6年度には、新たに課長代理級及び係長級となった職員を対象にした研修を実施している。

#### ③ 技術研修

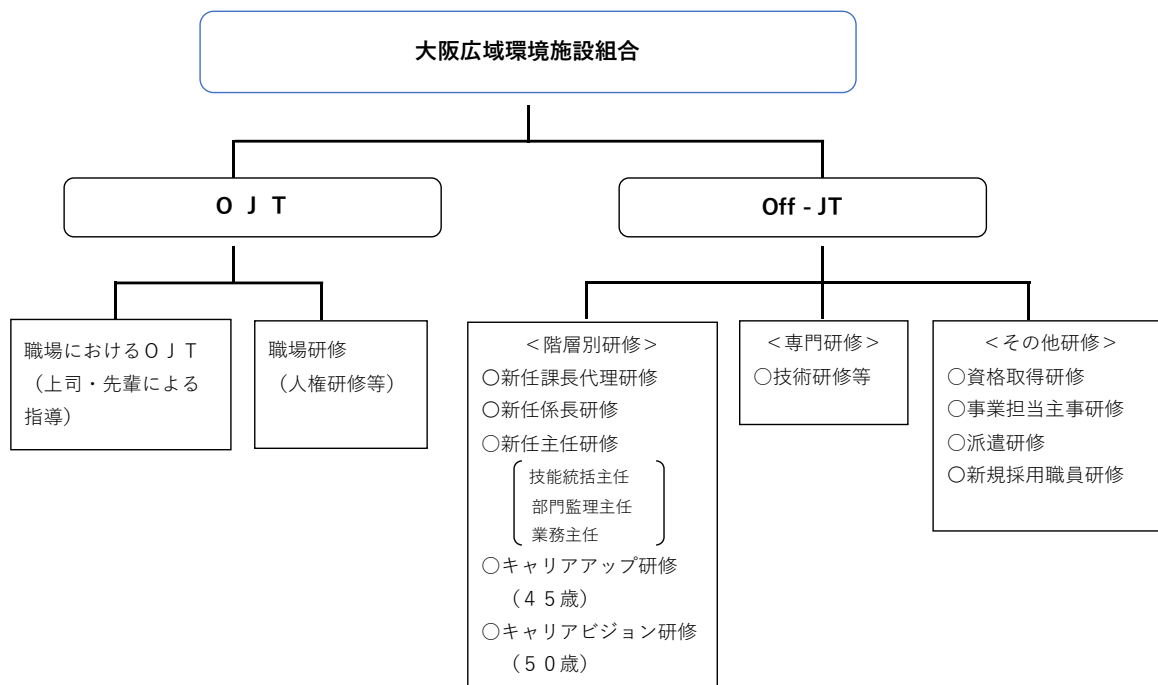
採用後数年の行政職員（技術）を対象に、組合事業の概要説明やごみ焼却工場の施設見学による各設備の説明会を実施することで、基礎的な知識・技術を習得させるとともに、ごみ焼却工場における整備工事の設計・積算に関する研修会を実施し、契約事務能力やコスト意識の向上を図る。

また、ごみの処理処分事業に関する技術的な報告会の他都市と連携しての開催や専門的な外部講習への参加及び他都市視察等を実施することで、職員の更なる技術力上昇をめざす。

#### ④ その他研修

組合事業の継続的・安定的な運営に向け、ごみ焼却工場の運転管理において、法令等で配置が義務付けられている資格取得者数を安定確保するため、外部講習への参加や工場内教育を実施するとともに、事業担当主事を対象とした業務スキルの向上を図るための研修など、職員個々の課題や役割に応じた研修を行い組織的な人材育成をめざす。

<研修体系図>



## (2) 安全衛生

環境施設組合では、労働安全衛生法及び職員安全衛生管理規則に基づいた安全衛生管理体制を整備し、また安全衛生委員会での意見のもと策定した年間計画に沿って安全衛生管理事業を実施することで職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するよう努めている。

### ① 安全衛生管理体制の充実を推進

- ア 事業所ごとに安全管理者、衛生管理者、産業医の選任
- イ 法定による職場安全衛生委員会及び職員の安全衛生に関する重要な事項を調査審議する安全衛生委員会の設置

### ② 安全衛生意識の高揚と安全衛生教育の充実

- ア 安全衛生意識の高揚
  - 安全衛生啓発ポスター等の掲示、安全衛生視聴覚教材の貸出し、災害防止月間中の安全旗・懸垂幕掲揚等
- イ 安全衛生教育の充実
  - 熱中症予防、メンタルヘルス等の衛生教育研修、各事業所におけるピット火災・転落時対応、酸素欠乏等危険作業などの安全教育の実施
- ウ 安全衛生運動の推進

災害防止月間（８月、12月下旬～１月下旬）

③ 安全衛生活動計画に基づいた事業の実施

ア 公務災害再発防止対策

災害発生速報や災害発生職場から提出された原因と対策に関する情報を活用し、共有化を図ることにより再発防止に努めている。

イ 安全作業対策

安全作業の手引き等の活用により、個々の標準作業行動や保護具等の適切な着用の遵守を徹底するよう周知している。

ウ 健康管理対策

法令で定められている定期健康診断やストレスチェック等のメンタルヘルス対策をはじめ、それに伴う事後措置及び破傷風予防接種の実施、産業医等による健康管理等に関する講習会の開催など職員の健康管理に努めている。

エ 作業環境対策

有害作業場で業務に従事する職員の健康障害を防止するため、「空気中のダイオキシン類濃度」、「空気中のアスベスト濃度」といった作業環境測定を実施している。

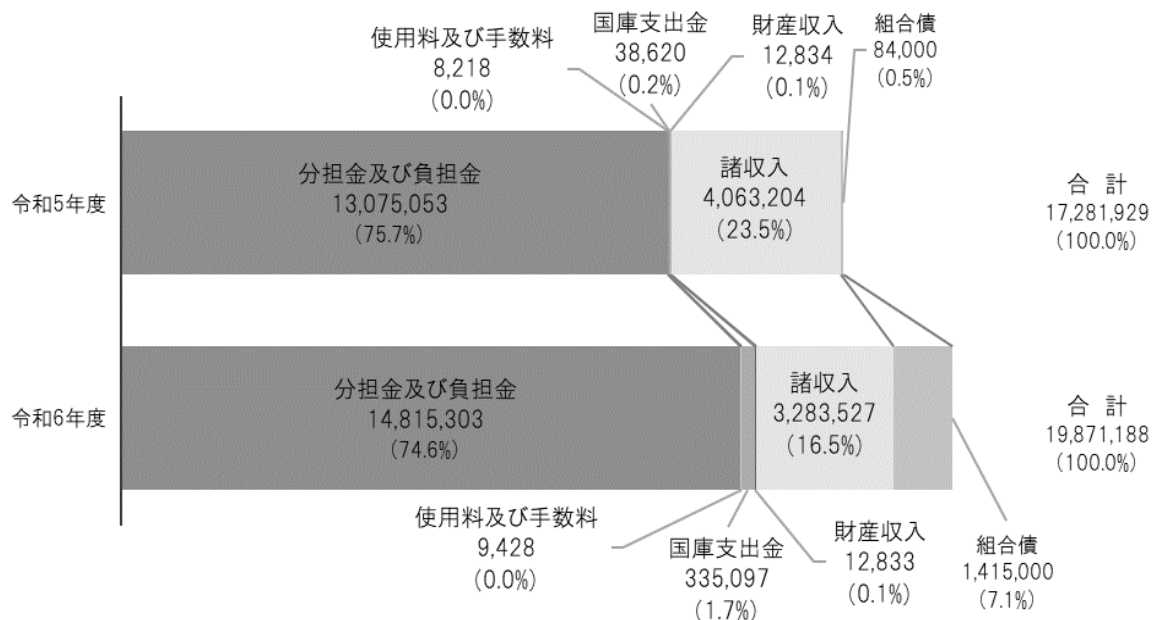
## 第6章 経費

### 1 令和6年度予算

#### (1) 令和5年度・令和6年度 歳入歳出当初予算比較

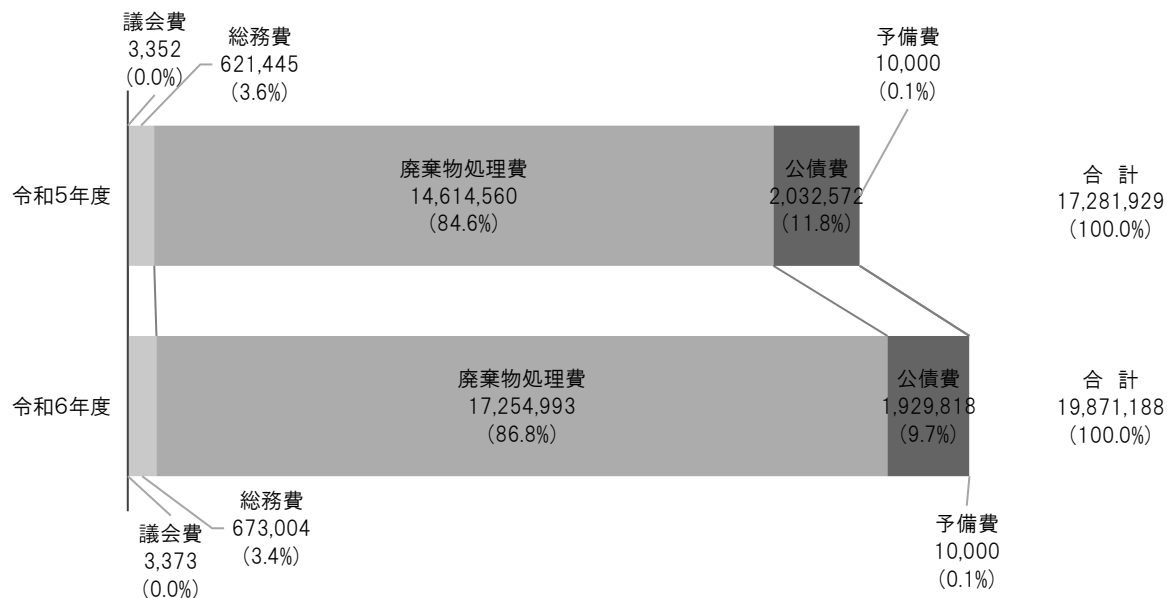
##### 【歳入】

(単位:千円)



##### 【歳出】

(単位:千円)



## (2) 令和6年度予算の概要

令和6年度予算については、ごみ焼却工場及び破碎設備の安定稼働に向けた運営及び維持管理にかかる事業費、北港処分地の維持管理にかかる事業費を含む焼却残さいの埋立処分に要する事業費のほか、鶴見工場の更新事業にかかる事業費を計上している。

歳出においては、鶴見工場更新事業費の増などにより、全体として増となっている。

一方で、環境施設組合の独自収入である発電収入については、構成4市でそれぞれ取り組んでいる様々なごみ減量施策によるごみ量の減少に加え、電気の市場価値の変動など、その確保については厳しい状況であるが、各工場の安定稼働による売電送電量の維持を図り、歳入の確保に努めるなど、構成4市の負担の増加を最小限に留める予算編成を行った。

分担金については、環境施設組合の事業運営にかかる議会費や総務費、ごみ焼却工場及び破碎設備、北港処分地の事業費並びにこれらの施設にかかる公債費等を令和6年度の計画ごみ量割を基本として構成4市で分担するものである。

## (3) 予算額の内訳

令和6年度の事業運営にかかる予算総額として、歳入歳出それぞれ198億7,118万8,000円を計上している。

### 【歳入】

#### ○分担金 148億1,530万3,000円

組合規約に基づき、構成4市が負担する分担金を計上している。

負担割合は、構成4市の計画ごみ量割を基本に、大阪市が環境施設組合に土地を貸し付けていること及び建物を譲渡したこと並びにごみ焼却工場の立地状況を勘案した調整額を反映して算出しており、その内訳は、大阪市が124億6,041万円、八尾市が10億7,896万4,000円、松原市が5億4,376万5,000円、守口市が7億3,216万4,000円である。

#### ○発電収入等 33億578万8,000円

余剰電力の売却に伴う収入30億1,511万円のほか、行政財産の目的外使用許可に伴う施設使用料942万8,000円、破碎処理設備における回収金属売却収入7,404万6,000円等の諸収入を計上している。

#### ○国庫支出金 3億3,509万7,000円

鶴見工場の建替に要する経費に係る国庫補助金収入3億3,509万7,000円を計上している。

#### ○組合債 14億1,500万円

鶴見工場の建替に要する経費に係る組合債収入14億1,500万円を計上している。

## 【歳 出】

### ○議会費 337万3,000円

議員報酬等318万7,000円、議会運営に要する経費18万6,000円を計上している。

### ○総務費 6億7,300万4,000円

ルシアス庁舎の管理費8,619万8,000円、財務会計・人事給与システム等のサービス利用料6,780万1,000円、安全衛生管理経費3,190万7,000円、総務部職員にかかる人件費として3億1,308万5,000円等、環境施設組合の一般管理経費を計上している。

### ○廃棄物処理費 172億5,499万3,000円

ごみ焼却工場・破砕施設の運営・維持管理や定期整備工事に要する経費96億1,509万9,000円、焼却残さいの埋立処分に要する経費15億8,854万円、鶴見工場の更新事業に要する経費22億8,964万5,000円、廃棄物の中間処理技術の調査・研究に要する経費609万3,000円、施設部職員にかかる人件費として37億5,561万6,000円を計上している。

### ○公債費 19億2,981万8,000円

ごみ焼却処理事業の承継に関する協定に基づき、大阪市から環境施設組合に引継がれた地方債の償還金等を計上している。

### ○予備費 1,000万円

予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、地方自治法第217条1項に基づき、予備費として計上している。

令和6年度 歳入歳出予算(前年度比較)

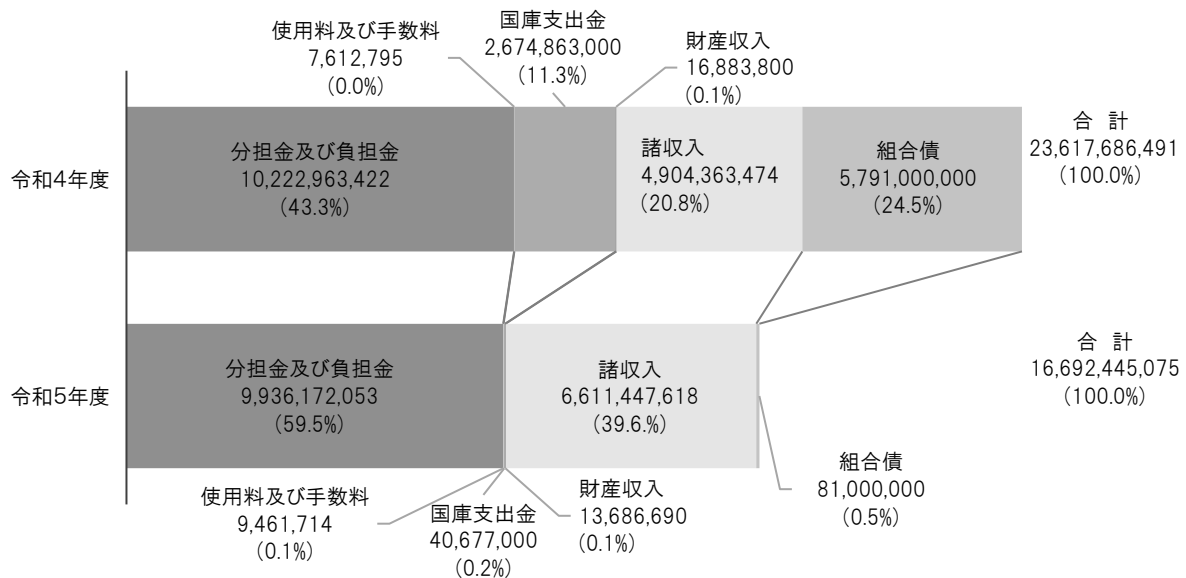
| 区分 |            | 令和6年度<br>当初予算額<br>千円 | 令和5年度<br>当初予算額<br>千円 | 比較増△減       |         |
|----|------------|----------------------|----------------------|-------------|---------|
|    |            |                      |                      | 比較増△減<br>千円 | 率<br>%  |
| 歳入 | 1 分担金及び負担金 | 14,815,303           | 13,075,053           | 1,740,250   | 13.3    |
|    | 2 使用料及び手数料 | 9,428                | 8,218                | 1,210       | 14.7    |
|    | 3 国庫支出金    | 335,097              | 38,620               | 296,477     | 767.7   |
|    | 4 財産収入     | 12,833               | 12,834               | △ 1         | 0.0     |
|    | 5 諸収入      | 3,283,527            | 4,063,204            | △ 779,677   | △ 19.2  |
|    | 6 組合債      | 1,415,000            | 84,000               | 1,331,000   | 1,584.5 |
|    | 計          | 19,871,188           | 17,281,929           | 2,589,259   | 15.0    |
| 歳出 | 1 議会費      | 3,373                | 3,352                | 21          | 0.6     |
|    | 2 総務費      | 673,004              | 621,445              | 51,559      | 8.3     |
|    | 3 廃棄物処理費   | 17,254,993           | 14,614,560           | 2,640,433   | 18.1    |
|    | 4 公債費      | 1,929,818            | 2,032,572            | △ 102,754   | △ 5.1   |
|    | 5 予備費      | 10,000               | 10,000               | 0           | 0.0     |
|    | 計          | 19,871,188           | 17,281,929           | 2,589,259   | 15.0    |

## 2 令和5年度決算

### (1) 令和4年度・令和5年度 歳入歳出決算比較

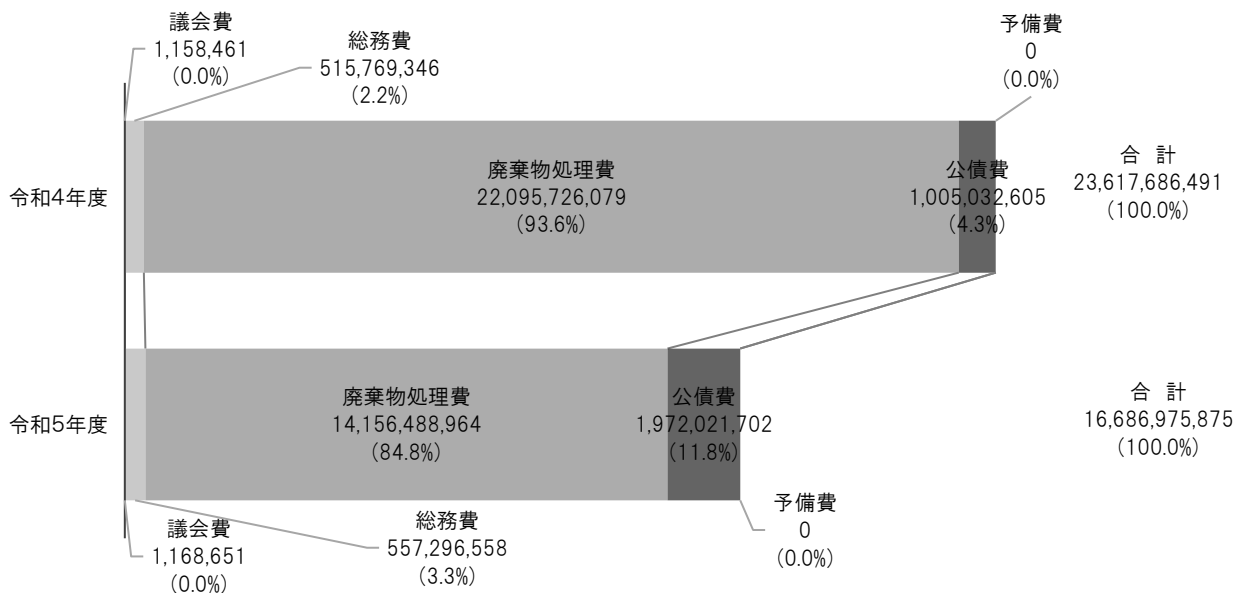
#### 【歳入】

(単位:円)



#### 【歳出】

(単位:円)



## (2) 令和5年度決算の概要

令和5年度については、ごみ焼却工場、北港処分地の安定稼働にかかる運営及び維持管理に必要な事業とともに、住之江工場及び鶴見工場の更新にかかる事業等を実施した。当初予算額は172億8,192万9,000円を計上し、1回の補正予算を編成して1億5,673万8,000円を減額し、予算現額は171億2,519万1,000円となった。

歳入決算は、売電単価の増などにより、発電収入が対当初予算額で23億6,463万4,605円、対予算現額では5億4,706万3,605円の増収となったことから、分担金の削減に寄与した。

歳出決算は、退職手当や焼却処理にかかる光熱水費等が見込みを下回ったこと等により、決算額は166億8,697万5,875円で、予算現額に対して4億3,821万5,125円の減(執行率97.4%)となった。

また、令和5年度歳出予算については、546万9,200円の繰越が生じたことから、歳出総額から自主財源である発電収入等を除いた額に、繰越に係る財源として546万9,200円を加えた99億3,617万2,053円が分担金決算額となり、対予算現額では10億3,377万2,947円の減となった。

なお、歳入決算額166億9,244万5,075円から歳出決算額166億8,697万5,875円と繰越明許費繰越額546万9,200円を差し引いた実質収支額はゼロ円である。

## (3) 決算額の内訳

令和5年度の事業運営にかかる歳入決算額は166億9,244万5,075円、歳出決算額は166億8,697万5,875円である。

### 【歳入】

#### ○分担金及び負担金 99億3,617万2,053円

規約に基づく構成4市からの分担金収入であり、内訳は大阪市が81億7,661万9,515円、八尾市が7億6,855万1,077円、松原市が4億1,390万5,214円、守口市が5億7,709万6,247円となっている。

#### 構成4市分担金

(単位:円)

| 構成団体 | 予算現計           |                 |                | 決算額           |        | 予算現額に対する<br>決算額の増△減 |
|------|----------------|-----------------|----------------|---------------|--------|---------------------|
|      | 当初予算額          | 補正予算額           | 計              |               | 構成比(%) |                     |
| 大阪市  | 10,917,968,000 | △ 1,840,001,000 | 9,077,967,000  | 8,176,619,515 | 82.3   | △ 901,347,485       |
| 八尾市  | 970,780,000    | △ 135,243,000   | 835,537,000    | 768,551,077   | 7.7    | △ 66,985,923        |
| 松原市  | 505,934,000    | △ 60,625,000    | 445,309,000    | 413,905,214   | 4.2    | △ 31,403,786        |
| 守口市  | 680,371,000    | △ 69,239,000    | 611,132,000    | 577,096,247   | 5.8    | △ 34,035,753        |
| 合 計  | 13,075,053,000 | △ 2,105,108,000 | 10,969,945,000 | 9,936,172,053 | 100.0  | △ 1,033,772,947     |

#### ○使用料及び手数料 946万1,714円

行政財産の目的外使用許可に伴う使用料収入として、令和5年度は25件の使用許可について使用料を徴収した。

○国庫支出金 4,067万7,000円

ごみ焼却工場施設整備にかかる「循環型社会形成推進交付金」で4,067万7,000円の収入があった。

○財産収入 1,368万6,690円

廃材等の不用品の売払いによる収入として、工事廃材等で1,368万6,690円の収入があった。

○諸収入 66億1,144万7,618円

中間処理の過程で回収した余剰熱エネルギーで284万2,078円、資源化物等の売払収入で7,526万4,784円、委託契約に基づくごみ焼却受託事業収入で7,279万1,954円のほか、ごみ焼却工場における発電収入で63億1,637万9,605円、その他雑収入で1億4,416万9,197円の収入があった。

○組合債 8,100万円

焼却工場施設整備に係る組合債の発行で8,100万円の収入があった。

【歳 出】

○議会費 116万8,651円

定例会2回、臨時会2回を開会し、議員報酬等として116万8,651円を支出した。

○総務費 5億5,729万6,558円

総務部職員に係る人件費として2億5,927万9,989円、庁舎管理費や財務会計・人事給与システム等サービス利用料など、環境施設組合の総務管理経費として2億9,801万6,569円を支出した。

○廃棄物処理費 141億5,648万8,964円

施設部職員にかかる人件費として33億536万1,818円、施設部の管理運営事務に要した経費として210万316円のほか、ごみ焼却工場の運転維持管理・整備工事及び工場建設に要した経費として89億8,472万8,238円、破碎処理設備の運転維持管理・整備工事に要した経費として4億578万6,623円、焼却残さいの埋立処分に要した経費として14億5,250万9,352円、廃棄物の資源化及び中間処理技術の調査・研究に要した経費として600万2,617円を支出した。

○公債費 19億7,202万1,702円

ごみ焼却処理事業の承継に関する協定に基づき大阪市から環境施設組合に引き継がれた地方債等について、元金償還に要した経費18億7,429万5,816円、利子償還に要した経費9,772万5,886円を支出した。

令和5年度 歳入決算

(単位:円)

| 科 目            | 予 算 現 計        |                 |                | 決算額            | 予算現額に対する<br>決算額の増△減 | 収入率<br>(%) |
|----------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|---------------------|------------|
|                | 当初予算額          | 補正予算額           | 計              |                |                     |            |
| 1 分担金及び負担金     | 13,075,053,000 | △ 2,105,108,000 | 10,969,945,000 | 9,936,172,053  | △ 1,033,772,947     | 90.6       |
| 1 分 担 金        | 13,075,053,000 | △ 2,105,108,000 | 10,969,945,000 | 9,936,172,053  | △ 1,033,772,947     | 90.6       |
| 1 分 担 金        | 13,075,053,000 | △ 2,105,108,000 | 10,969,945,000 | 9,936,172,053  | △ 1,033,772,947     | 90.6       |
| 1 構成団体分担金      | 13,075,053,000 | △ 2,105,108,000 | 10,969,945,000 | 9,936,172,053  | △ 1,033,772,947     | 90.6       |
| 2 使用料及び手数料     | 8,218,000      | 0               | 8,218,000      | 9,461,714      | 1,243,714           | 115.1      |
| 1 使 用 料        | 8,218,000      | 0               | 8,218,000      | 9,461,714      | 1,243,714           | 115.1      |
| 1 使 用 料        | 8,218,000      | 0               | 8,218,000      | 9,461,714      | 1,243,714           | 115.1      |
| 1 施設使用料        | 8,218,000      | 0               | 8,218,000      | 9,461,714      | 1,243,714           | 115.1      |
| 3 国庫支出金        | 38,620,000     | 0               | 38,620,000     | 40,677,000     | 2,057,000           | 105.3      |
| 1 国庫補助金        | 38,620,000     | 0               | 38,620,000     | 40,677,000     | 2,057,000           | 105.3      |
| 1 廃棄物処理国庫補助金   | 38,620,000     | 0               | 38,620,000     | 40,677,000     | 2,057,000           | 105.3      |
| 1 循環型社会形成推進交付金 | 38,620,000     | 0               | 38,620,000     | 40,677,000     | 2,057,000           | 105.3      |
| 4 財産収入         | 12,834,000     | 0               | 12,834,000     | 13,686,690     | 852,690             | 106.6      |
| 1 財産売払収入       | 12,834,000     | 0               | 12,834,000     | 13,686,690     | 852,690             | 106.6      |
| 1 物品売払収入       | 12,834,000     | 0               | 12,834,000     | 13,686,690     | 852,690             | 106.6      |
| 1 物品売払代金       | 12,834,000     | 0               | 12,834,000     | 13,686,690     | 852,690             | 106.6      |
| 5 諸 収 入        | 4,063,204,000  | 1,948,370,000   | 6,011,574,000  | 6,611,447,618  | 599,873,618         | 110.0      |
| 1 雑 入          | 4,063,204,000  | 1,948,370,000   | 6,011,574,000  | 6,611,447,618  | 599,873,618         | 110.0      |
| 1 廃棄物処理収入      | 4,004,401,000  | 1,890,928,000   | 5,895,329,000  | 6,467,278,421  | 571,949,421         | 109.7      |
| 1 廃棄物処理収入      | 52,656,000     | 73,357,000      | 126,013,000    | 150,898,816    | 24,885,816          | 119.7      |
| 2 発電収入         | 3,951,745,000  | 1,817,571,000   | 5,769,316,000  | 6,316,379,605  | 547,063,605         | 109.5      |
| 2 雑 入          | 58,803,000     | 57,442,000      | 116,245,000    | 144,169,197    | 27,924,197          | 124.0      |
| 1 雑 収          | 58,803,000     | 57,442,000      | 116,245,000    | 144,169,197    | 27,924,197          | 124.0      |
| 預金利子           | 0              | 0               | 0              | 0              | 0                   | -          |
| 預金利子           | 0              | 0               | 0              | 0              | 0                   | -          |
| 預金利子           | 0              | 0               | 0              | 0              | 0                   | -          |
| 6 組合債          | 84,000,000     | 0               | 84,000,000     | 81,000,000     | △ 3,000,000         | 96.4       |
| 1 組合債          | 84,000,000     | 0               | 84,000,000     | 81,000,000     | △ 3,000,000         | 96.4       |
| 1 清掃債          | 84,000,000     | 0               | 84,000,000     | 81,000,000     | △ 3,000,000         | 96.4       |
| 1 廃棄物処理施設整備費   | 84,000,000     | 0               | 84,000,000     | 81,000,000     | △ 3,000,000         | 96.4       |
| 歳 入 合 計        | 17,281,929,000 | △ 156,738,000   | 17,125,191,000 | 16,692,445,075 | △ 432,745,925       | 97.5       |

令和5年度 歳出決算

(単位:円)

| 科目・事業名     | 予 算 現 計        |               |                | 決算額            | 翌年度繰越額    | 不 用 額        | 執行率(%) |
|------------|----------------|---------------|----------------|----------------|-----------|--------------|--------|
|            | 当初予算額          | 補正予算額         | 計              |                |           |              |        |
| 1 議 会 費    | 3,352,000      | 0             | 3,352,000      | 1,168,651      | 0         | 2,183,349    | 34.9   |
| 1 議 会 費    | 3,352,000      | 0             | 3,352,000      | 1,168,651      | 0         | 2,183,349    | 34.9   |
| 1 議 会 費    | 3,352,000      | 0             | 3,352,000      | 1,168,651      | 0         | 2,183,349    | 34.9   |
| 1 議会運営     | 3,352,000      | 0             | 3,352,000      | 1,168,651      | 0         | 2,183,349    | 34.9   |
| 2 総 務 費    | 621,445,000    | △ 19,102,000  | 602,343,000    | 557,296,558    | 0         | 45,046,442   | 92.5   |
| 1 総 務 費    | 621,445,000    | △ 19,102,000  | 602,343,000    | 557,296,558    | 0         | 45,046,442   | 92.5   |
| 1 総 務 費    | 621,445,000    | △ 19,102,000  | 602,343,000    | 557,296,558    | 0         | 45,046,442   | 92.5   |
| 1 総務職員費    | 303,592,000    | △ 19,102,000  | 284,490,000    | 259,279,989    | 0         | 25,210,011   | 91.1   |
| 2 総務管理     | 317,853,000    | 0             | 317,853,000    | 298,016,569    | 0         | 19,836,431   | 93.8   |
| 3 廃棄物処理費   | 14,614,560,000 | △ 78,406,000  | 14,536,154,000 | 14,156,488,964 | 5,469,200 | 374,195,836  | 97.4   |
| 1 廃棄物処理費   | 14,614,560,000 | △ 78,406,000  | 14,536,154,000 | 14,156,488,964 | 5,469,200 | 374,195,836  | 97.4   |
| 1 廃棄物処理費   | 14,614,560,000 | △ 78,406,000  | 14,536,154,000 | 14,156,488,964 | 5,469,200 | 374,195,836  | 97.4   |
| 1 廃棄物処理職員費 | 3,493,593,000  | △ 61,406,000  | 3,432,187,000  | 3,305,361,818  | 0         | 126,825,182  | 96.3   |
| 2 廃棄物処理管理  | 2,873,000      | 0             | 2,873,000      | 2,100,316      | 0         | 772,684      | 73.1   |
| 3 焼却処理     | 9,163,365,000  | 0             | 9,163,365,000  | 8,984,728,238  | 0         | 178,636,762  | 98.1   |
| 4 破碎処理     | 393,527,000    | 0             | 393,527,000    | 405,786,623    | 0         | △ 12,259,623 | 103.1  |
| 5 埋立処分     | 1,555,113,000  | △ 17,000,000  | 1,538,113,000  | 1,452,509,352  | 5,469,200 | 80,134,448   | 94.4   |
| 6 技術調査・研究  | 6,089,000      | 0             | 6,089,000      | 6,002,617      | 0         | 86,383       | 98.6   |
| 4 公 債 費    | 2,032,572,000  | △ 59,230,000  | 1,973,342,000  | 1,972,021,702  | 0         | 1,320,298    | 99.9   |
| 1 公 債 費    | 2,032,572,000  | △ 59,230,000  | 1,973,342,000  | 1,972,021,702  | 0         | 1,320,298    | 99.9   |
| 1 元 金      | 1,842,496,000  | 0             | 1,842,496,000  | 1,874,295,816  | 0         | △ 31,799,816 | 101.7  |
| 1 地方債元金償還  | 1,842,496,000  | 0             | 1,842,496,000  | 1,874,295,816  | 0         | △ 31,799,816 | 101.7  |
| 2 利 子      | 190,076,000    | △ 59,230,000  | 130,846,000    | 97,725,886     | 0         | 33,120,114   | 74.7   |
| 1 地方債利子償還  | 190,076,000    | △ 59,230,000  | 130,846,000    | 97,725,886     | 0         | 33,120,114   | 74.7   |
| 5 予 備 費    | 10,000,000     | 0             | 10,000,000     | 0              | 0         | 10,000,000   | 0.0    |
| 1 予 備 費    | 10,000,000     | 0             | 10,000,000     | 0              | 0         | 10,000,000   | 0.0    |
| 1 予 備 費    | 10,000,000     | 0             | 10,000,000     | 0              | 0         | 10,000,000   | 0.0    |
| 歳 出 合 計    | 17,281,929,000 | △ 156,738,000 | 17,125,191,000 | 16,686,975,875 | 5,469,200 | 432,745,925  | 97.4   |

### 3 令和5年度ごみ処理原価

#### (1) ごみ処理原価

| 区 分 | 経費(円)          | 処理量(t)  | 1tあたり原価(円) |
|-----|----------------|---------|------------|
| 焼 却 | 9,391,898,903  | 998,836 | 9,403      |
| 破 碎 | 614,203,086    | 8,377   | 73,320     |
| 埋 立 | 1,390,911,532  | 145,777 | 9,541      |
| 合 計 | 11,397,013,521 | —       | —          |

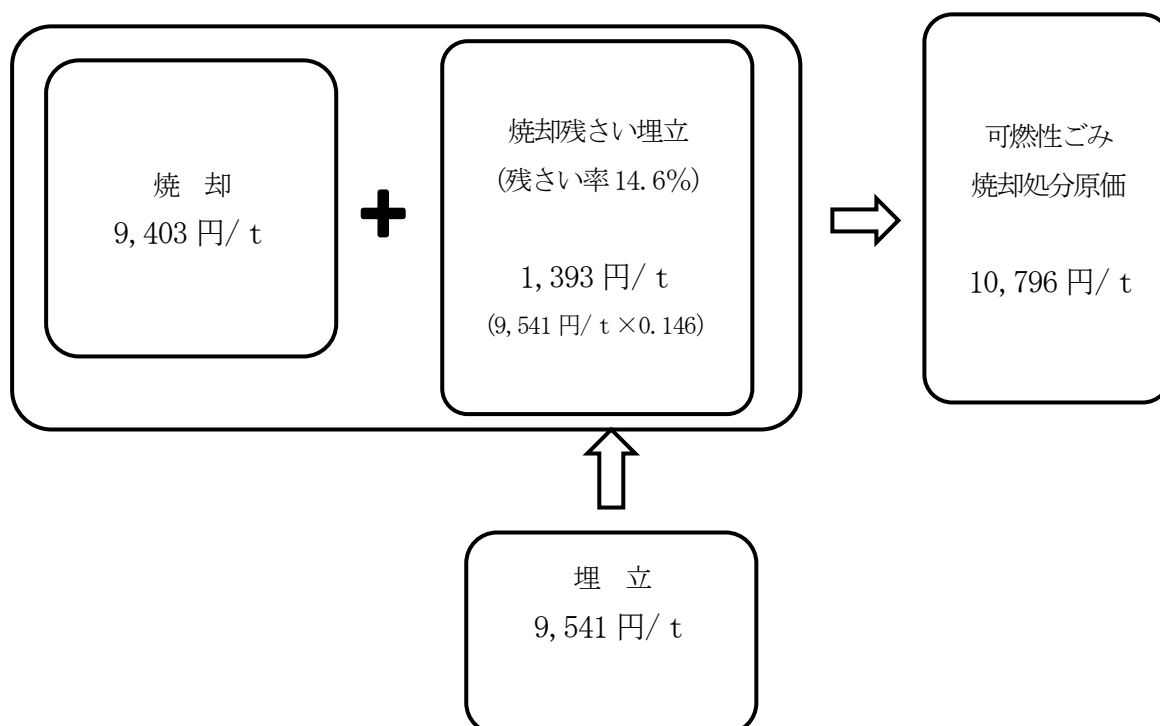
※ ごみ処理原価とは、ごみの焼却、破碎、埋立処理に係る人件費、物件費、減価償却費等から、収入等を控除し、それぞれの処理量で除したもの

#### (2) ごみ処理原価推移

(単位:円/t)

| 年度 | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|----|--------|--------|--------|--------|
| 焼却 | 11,416 | 10,271 | 9,423  | 9,403  |
| 破碎 | 51,126 | 77,564 | 73,403 | 73,320 |
| 埋立 | 6,042  | 7,799  | 9,678  | 9,541  |

#### (3) 可燃性ごみの焼却処分原価



# 資 料

## 大阪広域環境施設組合設立及びその後の経緯

大阪広域環境施設組合は、地方自治法第284条第2項の規定に基づく一部事務組合（特別地方公共団体）であるが、当初は、大阪市、八尾市及び松原市の3市を構成団体とする「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」として平成26年11月25日に設立された。

この設立以前は、大阪市では市直営で運営する焼却工場でごみ処理を行う一方、八尾市及び松原市は、大阪市とそれぞれ交わした協定書等に基づき、これら大阪市の焼却工場にごみ処理を委託していた。

八尾市、松原市がごみ処理施設を所有せず、建設・運営にも関わっていないこうした体制では、両市にとって長期的、安定的処理体制とはいえない状況であった。また、大阪市においても、市直営でのごみ処理体制は高コストで非効率であるという課題を解決するため、経営形態の見直しについて検討を進めていた。

一方、国においては、ごみ処理における多様な課題に対応するため、可能な限りごみ処理施設を集約化し、広域的に処理することによって、公共事業のコスト縮減を図る必要があるとされており、こうした3市のごみ処理体制における課題や国の方針等を踏まえて、大阪市、八尾市、松原市で協議を重ねた結果、一部事務組合を設立する運びとなったものである。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の設立後、平成30年3月に守口市から、同市の運営するごみ焼却施設の老朽化に伴う検討の結果、当組合への参画が最適との判断が示され、当時の各構成市あて当組合への参画に係る協議の依頼があった。これを受けて当組合において検討したところ、守口市の加入によって、守口市負担の整備費の縮減のみならず、各構成市の分担金負担額の縮減にもつながることが確認された。

平成30年11月には、当時の各構成市及び守口市との間で守口市の加入に係る基本合意書を締結し、組合規約の変更に係る関係各市の議会での承認を経て、令和元年5月に大阪府知事から当該規約変更の許可があった。これにより、令和元年10月1日から守口市が新たな構成団体として加入し、併せて組合の名称を「大阪広域環境施設組合」に変更した。

令和2年4月からは、守口市も含めた共同処理を開始している。

また、令和元年12月に門真市から組合の4構成市に対し、ごみ処理広域化に関する検討依頼があり、令和3年3月、4構成市及び門真市による「門真市のごみ処理広域化に関する確認書」を締結した。

確認書では、令和7年度を目途に門真市が組合へ加入、令和13年度以降を目途に共同処理を開始する予定とし、令和5年度から門真市クリーンセンターでのごみ処理が1炉体制に移行することを踏まえ、ごみ焼却工場の整備・故障等で必要となる同市のごみ処理に協力することとしている。

### <経過>

平成24年4月      大阪市戦略会議で「ごみ焼却工場の整備・配置計画」を決定

平成24年6月      大阪府市統合本部会議で「府域における広域化計画に沿ったブロック単位※で一部事務組合を設立し、広域的なごみ処理体制を構築する」とする基本方針を確認      ※大阪ブロック＝大阪市、八尾市、松原市

大阪市戦略会議において、府市統合本部会議で示された基本方針をもとに、

施策・事業の検討を進めていくことを決定

|            |                                                                                                                                                                                          |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成24年 8 月～ | 大阪府、大阪市、八尾市、松原市で「ごみ処理広域化ブロック会議」を設置<br>新たなごみの共同処理体制について協議を開始                                                                                                                              |
| 平成25年 3 月  | 大阪市、八尾市、松原市の 3 市長間で組合設立に向けた「基本合意書」締結                                                                                                                                                     |
| 平成25年 4 月  | 「(仮称) 大阪市、八尾市、松原市環境施設組合設立準備委員会」を設置                                                                                                                                                       |
| 平成25年10月   | 第 3 回設立準備委員会にて、組合規約案及びごみ焼却処理事業の承継に関する協定案等について合意                                                                                                                                          |
| 平成25年11月～  | 大阪市、八尾市、松原市の各議会に規約案上程<br>八尾市、松原市の各議会では規約案が承認されたが、大阪市会において継続<br>審査                                                                                                                        |
| 平成26年 9 月  | 大阪市会での議論を踏まえ、関係 3 市で修正規約案合意                                                                                                                                                              |
| 平成26年10月   | 大阪市会で修正規約案承認                                                                                                                                                                             |
| 平成26年10月   | 八尾市、松原市の各議会で修正規約案承認                                                                                                                                                                      |
| 平成26年11月   | 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合設立の許可申請を大阪府知事に提出<br>大阪府知事が大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の設立を許可                                                                                                                       |
| 平成27年 1 月  | 大阪市と環境施設組合の間で「ごみ焼却処理事業の承継に関する協定」締結<br>[主な内容]     ・工場用地等の土地は大阪市から環境施設組合に貸付け<br>・工場等の建物は大阪市から環境施設組合に譲渡<br>・譲受財産に係る地方債は環境施設組合が承継<br>・ごみ焼却工場の整備・配置計画等も環境施設組合が承継<br>・事業に必要な人員は環境施設組合に身分移管又は派遣 |
| 平成27年 4 月  | 事業開始                                                                                                                                                                                     |
| 平成30年11月   | 守口市の構成団体への加入にむけた「基本合意書」を関係 4 市間で締結                                                                                                                                                       |
| 平成31年 2 月～ | 守口市の構成団体への加入に係る規約変更案を関係 4 市の各議会に上程                                                                                                                                                       |
| 平成31年 3 月  | 関係 4 市の各議会で規約変更案を承認                                                                                                                                                                      |

- |            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 令和元年 5 月   | 守口市の加入に伴う規約変更許可申請を大阪府知事が許可         |
| 令和元年10月    | 守口市が構成団体として加入し、併せて名称を大阪広域環境施設組合に変更 |
| 令和 2 年 4 月 | 守口市も含めた構成団体（4 市）での共同処理開始           |
| 令和 3 年 3 月 | 「門真市のごみ処理広域化に関する確認書」を4 構成市及び門真市で締結 |

## 大阪広域環境施設組合規約

(組合の名称)

第1条 この組合は、大阪広域環境施設組合（以下「組合」という。）という。

(組合の構成団体)

第2条 組合は、大阪市、八尾市、松原市及び守口市（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務、最終処分に関する事務並びにこれらに附帯する一切の事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、大阪市内に置く。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は22人とし、構成団体の議会において、当該構成団体の議員のうちから、大阪市にあっては15人を、八尾市にあっては3人を、松原市にあっては2人を、守口市にあっては2人をそれぞれ選挙する。

2 組合議員に欠員が生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した構成団体の議会は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

3 組合議員の任期は、当該構成団体の議会の任期による。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

5 議長及び副議長の任期は、当該組合議員の任期による。

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第6条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。

2 管理者は、構成団体の長の互選により定める。

3 副管理者は、管理者である構成団体の長以外の構成団体の長のうちから管理者が選任する。

4 管理者及び副管理者の任期は、当該構成団体の長の任期による。

5 第1項に定める者のほか、組合に必要な職員を置く。

6 会計管理者及び前項の職員は、管理者が任命する。

(監査委員)

第7条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が、組合の議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び組合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任されるものにあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては当該組合議員の任期による。

(運営協議会)

第8条 組合に運営協議会を置く。

2 運営協議会は、別表第1に掲げる者で組織する。

3 運営協議会は、組合の規約の変更、重要な計画の策定その他組合の運営に係る重要事項について協議

する。

(組合の経費の支弁の方法)

第9条 組合の経費は、構成団体の分担金、電気の供給に係る収入その他の収入をもって充てる。

2 前項の分担金の分担割合は、構成団体に係るごみの量の割合（以下「ごみ量割」という。）を基本とし、大阪市が組合に土地を貸し付けること及び建物を譲渡すること並びにごみ処理施設の立地状況及び整備状況を勘案し、調整するものとする。

3 ごみ量割は、別表第2の経費区分の欄に掲げる経費に応じ、それぞれ同表の分担割合の欄に定める割合とする。

(一般廃棄物処理計画に係る調整)

第10条 構成団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ組合に協議するものとする。

(補 則)

第11条 この規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。ただし、第3条の規定は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第3条に規定する事務を処理するために必要な手続その他の行為は、同条の規定の施行前においても行うことができる。

(大阪市から貸付けを受ける土地等)

3 大阪市は、第3条の規定の施行の際現に存する土地のうち、同条の規定の施行の日の前日において同条に規定する事務に供している土地であって管理者及び大阪市長が協議して別に定めるものを組合に無償で貸し付けるものとする。

4 大阪市は、第3条の規定の施行の際現に存する建物のうち、同条の規定の施行の日の前日において同条に規定する事務に供している建物であって管理者及び大阪市長が協議して別に定めるものを組合に無償で譲渡するものとする。

5 前項の規定により譲渡された建物に係る地方債の元利償還金その他償還に要する経費は、組合が負担する。

6 第3項の規定により大阪市から貸し付けられた土地を第3条に規定する事務に供しなくなった場合又は組合が解散する場合は、当該土地を大阪市に返還するものとする。

附 則

1 この規約は、平成31年10月1日から施行する。

2 この規約の施行の日から平成32年3月31日までの間におけるこの規約による改正後の大阪広域環境施設組合規約第3条、第9条及び別表第2の規定の適用については、第3条中「事務」とあるのは「事務（守口市に関するものを除く。）」と、第9条第1項及び第2項並びに別表第2中「構成団体」とあるのは「構成団体（守口市を除く。）」とする。

別表第1（第8条関係）

|                                  |
|----------------------------------|
| 大阪市における廃棄物の処理及び清掃に関する事務を分掌する組織の長 |
| 八尾市副市長                           |
| 松原市副市長                           |
| 守口市副市長                           |

別表第2（第9条関係）

| 経費区分                                        | 分担割合             |
|---------------------------------------------|------------------|
| ごみ焼却に関する経費                                  | ごみ焼却施設への搬入ごみ量割   |
| 破碎処理に関する経費                                  | ごみ破碎処理施設への搬入ごみ量割 |
| 北港処分地に関する経費                                 | 北港処分地への埋立ごみ量割    |
| 大阪湾広域臨海環境整備センターが整備する<br>広域処理場における埋立処分に要する経費 | 広域処理場への搬出ごみ量割    |
| ごみ処理施設の建設に関する経費                             | 構成団体の定める計画ごみ量割   |

備 考 搬入ごみ量、埋立ごみ量及び搬出ごみ量は、当年度の実績とし、計画ごみ量は、構成団体が策定する一般廃棄物処理計画で定める計画ごみ量とする。

## 大阪広域環境施設組合廃棄物適正処分に関する条例

平成27年2月20日条例第41号

最終改正：令和元年7月23日

### 目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 廃棄物の適正処分（第6条—第11条）

第3章 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等（第12条—第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、大阪広域環境施設組合（以下「組合」という。）が管理運営する一般廃棄物処理施設等で受け入れる廃棄物の適正処分に関して必要な事項を定め、廃棄物を適正に処分し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の例による。

##### （組合の責務）

第3条 組合は、廃棄物の適正処分に必要な施策を実施するものとする。

2 組合は、廃棄物の適正処分に関する計画の策定、技術開発、施設の整備等に努めるものとする。

3 組合は、廃棄物の適正処分に関し、市民及び事業者の意識の啓発、その他必要な措置を講ずるものとする。

##### （事業者及び市民の責務）

第4条 事業者及び市民は、廃棄物の適正処分に関し、組合の施策に協力しなければならない。

##### （組合が行う減量推進）

第5条 管理者その他の組合の機関は、物品の調達に当たっては、再生品の使用を促進すること等により、自ら廃棄物を減量しなければならない。

2 組合は、一般廃棄物処理施設での資源の回収を行うことにより、廃棄物を減量しなければならない。

#### 第2章 廃棄物の適正処分

##### （一般廃棄物処理計画）

第6条 組合は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を定めたときは、これを告示するものとする。処理計画を変更したときも、同様とする。

##### （組合が行う一般廃棄物の処分）

第7条 組合は、処理計画に従い、一般廃棄物を処分するものとする。

(適正処分困難物の指定)

第8条 管理者は、一般廃棄物のうちからその適正な処分が困難であると認められるもの（以下「適正処分困難物」という。）を指定することができる。

2 管理者は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。

3 管理者は、適正処分困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処分困難物の回収等の協力を求めることができる。

(一般廃棄物の受入基準等)

第9条 土地又は建物の占有者（土地又は建物の占有者から一般廃棄物の運搬を受託した者を含む。）は、その土地又は建物から排出される一般廃棄物を一般廃棄物処理施設へ搬入する場合には、大阪広域環境施設組合廃棄物適正処分に関する条例施行規則（以下「規則」という。）で定める受入基準に従わなければならない。

(受入拒否)

第10条 管理者は、一般廃棄物を一般廃棄物処理施設へ搬入する者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、その受入を拒否することができる。

(1) 前条の受入基準に従わないとき。

(2) その他管理者が受け入れることが適当でないと認めるとき。

(技術管理者の資格)

第11条 法第21条第3項の条例で定める資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第17条第1項に定める資格とする。

### 第3章 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等

(縦覧等の対象施設)

第12条 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(縦覧の手続)

第13条 管理者は、対象施設の設置等（対象施設の設置又は法第9条の3第8項の規定による届出を要する対象施設の変更をいう。以下同じ。）に係る生活環境影響調査を行ったときは、規則に定めるところにより、調査書を公衆の縦覧に供する旨を告示するものとする。

2 前項の告示に係る調査書の縦覧は、管理者が指定する場所において、当該告示の日の翌日から起算して1月間行うものとする。

(意見書の提出)

第14条 前条第1項の規定による告示があったときは、対象施設の設置等に関し利害関係を有する者は、組合規則で定めるところにより、同条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、管理者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第15条 対象施設の設置等が大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）第2条第2項に規定する対象事業に該当する場合において、当該対象施設の設置等について、同条例第21条第2項の規定により環境影響評価書（生活環境影響調査に相当する調査の結果を記載したものに限る。）が大阪市長に提出されたときは、当該環境影響評価書を前2条に定める手続を経た調査書とみなす。

2 対象施設の設置等が大阪府環境影響評価条例（平成10年大阪府条例第3号）第2条第2項に規定する対象事業に該当する場合において、当該対象施設の設置等について、同条例第23条第2項の規定により環境影響評価書（生活環境影響調査に相当する調査の結果を記載したものに限る。）が府知事に提出されたときは、当該環境影響評価書を前2条に定める手続を経た調査書とみなす。

(他の市町村の長との協議等)

第16条 管理者は、対象施設の設置等により生活環境に影響を及ぼすと認められる地域に組合構成団体の区域に属しない地域が含まれるときは、当該地域の属する市町村の長に、調査書の写しを送付するとともに、当該調査書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の手続について協議するものとする。

#### 第4章 雑則

(施行の細目)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月23日条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月23日条例第13号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

## 大阪広域環境施設組合処理施設の受入基準

令和6年4月1日改定

大阪広域環境施設組合廃棄物適正処分に関する条例施行規則第4条に規定する一般廃棄物の受入基準は次のとおりとする。

搬入者は、本組合焼却処理施設、破碎処理設備のいずれにおいても、次の各号に掲げる廃棄物を搬入してはならない。

### 【各施設の共通基準】

#### 《受入不適物》

1. 分別収集対象品目  
空き缶・空きびん・ペットボトル及び金属製の生活用品、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ類
2. 有害性のある物  
硫酸・硝酸等の劇薬、殺虫剤・消毒剤等の農薬、水銀等
3. 危険性のある物  
ガスボンベ、消火器、自動車用バッテリー、鋭利な物等
4. 引火性のある物  
ガソリン、灯油、シンナー、廃油、油性塗料等及びそれらの残留した容器類、花火、金属粉、マッチ及びライター等
5. 著しく悪臭を発する物  
動物・魚等の残渣物、ふん尿等
6. 特別管理一般廃棄物  
エアコン・テレビ及び電子レンジに含まれるPCB使用部品、感染性廃棄物等
7. 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器廃棄物【エアコン、ブラウン管テレビ・液晶テレビ・有機ELテレビ・プラズマテレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機】
8. 液状の物
9. 著しく発色性、発泡性又は飛散性を有する物  
(飛散性を有する物は、丈夫な袋等による梱包、水打ち等の前処理を行った物を除く)  
水性塗料、界面活性剤、おが屑、各種粉末等
10. 動物の死体
11. 施設管理者が定める基準以外の物
12. その他処理施設若しくはその周辺の環境を悪化させ、処理施設における処理を著しく困難にし、又は、処理施設の機能に支障を生じさせるおそれのある物

#### 大阪市のみの基準

1. 資源化可能な紙類  
①新聞(折込広告含む) ②段ボール ③紙パック ④雑誌類 ⑤OA紙 ⑥シュレッダー紙 ⑦その他の紙(包装紙・菓子やティッシュの紙箱・メモ用紙・ハガキ・封筒・紙袋・名刺 など)  
※⑤⑥⑦については機密書類を含む。

### 【焼却処理施設】

#### 《受入不適物》

1. 可燃物で、最大辺が概ね1メートルを超える物
2. 最大辺が、概ね30センチメートルを超える金属類、コンクリート片を含む複合物
3. 厚さが概ね30センチメートルを超える物  
なお、廃木材及び木の根については、その最大部分の厚さが概ね20センチメートルを超える物
4. 大量の不燃物  
ブロック・レンガ・コンクリート片・土砂・ガラス類・金属類等
5. 粗大物  
タンス・オルガン・ピアノ等
6. 著しく含水率の高い大量の廃棄物(厨芥類及び十分な水切り等の前処理を行った物を除く)
7. 1～6に掲げる物の他、焼却処理に支障をきたす物  
可燃物であってもロール状の物(直径及び幅が30センチメートル以内の物を除く)、ひも状・帯状の物(概ね1メートルに切断、袋詰め等の前処理を行った物を除く)、強固に緊縛した物、大量のプラスチック類、ゴムくず、パチンコ玉等の鋼球類等

### 【破碎処理設備】

#### 《受入不適物》

1. 不燃物については、2メートル×1.5メートルを超える物
2. 可燃物については、2メートル×2メートルを超える物
3. 可燃物・不燃物の混載(積合せ)禁止

#### 【具体事例・具体品目】

- |                  |                           |
|------------------|---------------------------|
| 1 単車(ミニバイク含む)    | 2 コンクリート・レンガ・土砂類          |
| 3 タイヤ            | 4 大型冷蔵庫・冷凍庫               |
| 5 大型金庫           | 6 ワイヤロープ                  |
| 7 電線・ケーブル        | 8 長尺物(2メートル以上)            |
| 9 肉厚の鋼材・鋼管       | 10 積層ロール                  |
| 11 モーター・エンジン・ポンプ | 12 散髪用椅子                  |
| 13 化学繊維          | 14 プラスチック製品単品             |
| 15 ガラス製品・陶器製品    | 16 金網フェンス                 |
| 17 石膏ボード         | 18 FRP製品                  |
| 19 鉄塊(プレス品)      | 20 パチンコ台・付属品及びゲーム機(事業用)   |
| 21 動力付き農機具       | 22 水泳用コースロープ              |
| 23 羽毛ふとん         | 24 廃木材・木の根(直径50センチメートル以上) |
| 25 冷水機・製氷機       |                           |

## 令和6年度 大阪広域環境施設組合一般廃棄物処理実施計画

大阪市・八尾市・松原市・守口市（以下、「構成市」という。）におけるごみ処理事業は、ごみ減量施策の企画立案並びに一般廃棄物の収集運搬計画を基礎自治体である各市が担当し、一般廃棄物の処理処分を大阪広域環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）が担っている。

このため、環境施設組合が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき策定する一般廃棄物処理実施計画は、一般廃棄物の中間処理及び最終処分を主な内容とした計画としている。

環境施設組合は、構成市のごみ減量・リサイクル施策と連携し、循環型社会形成に向けたごみの適正処理を実施する。

### 1 計画地域

構成市全域および門真市

### 2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 3 計画処理量

#### （1）焼却処理

（t／年）

| 種別                   | 計画処理量   |
|----------------------|---------|
| 大阪市から排出され焼却処理する一般廃棄物 | 861,448 |
| 八尾市から排出され焼却処理する一般廃棄物 | 62,855  |
| 松原市から排出され焼却処理する一般廃棄物 | 28,393  |
| 守口市から排出され焼却処理する一般廃棄物 | 32,500  |
| 門真市から排出され焼却処理する一般廃棄物 | 5,568   |
| 計                    | 990,764 |

#### （2）破碎処理（資源化）

（t／年）

| 種別                   | 計画処理量 | 金属回収量 | 焼却処理量 |
|----------------------|-------|-------|-------|
| 大阪市から排出され破碎処理する一般廃棄物 | 8,456 | 1,582 | 6,874 |

※焼却処理量は、上表の「大阪市から排出され焼却処理する一般廃棄物」の計画処理量に含む。

#### （3）埋立処分

（t／年）

| 種別                           | 計画処理量   |
|------------------------------|---------|
| 埋立処分量（焼却残さい量）                | 152,300 |
| 内 北港処分地夢洲（第1区）埋立量            | 75,300  |
| 訳 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場埋立量 | 77,000  |

#### 4 処理主体

| 種別                          | 収集運搬                            | 中間処理              | 最終処分              |
|-----------------------------|---------------------------------|-------------------|-------------------|
| 大阪市から排出され焼却処理または破碎処理する一般廃棄物 | 市（直営・委託）<br>市長が許可した事業者<br>排出者自ら | 環境施設組合<br>（直営・委託） | 環境施設組合<br>（直営・委託） |
| 八尾市から排出され焼却処理する一般廃棄物        | 市（直営）<br>市長が許可した事業者<br>排出者自ら    |                   |                   |
| 松原市から排出され焼却処理する一般廃棄物        | 市（直営・委託）<br>市長が許可した事業者          |                   |                   |
| 守口市から排出され焼却処理する一般廃棄物        | 市（直営・委託）<br>市長が許可した事業者          |                   |                   |

#### 5 ごみの適正処理計画

##### （１）効率的で安定したごみ処理体制の確保

###### ① 安定稼働の確保

焼却工場の安定稼働にあたっては、ごみ量やごみ質の変化に対応した運転・監視を的確に行い安定した運転を継続するとともに、適切な日常及び定期的点検・検査・補修を行う。また、故障事例を十分踏まえた予防保全を行うなど、保全技術の維持向上に取り組み、故障の少ない安定した処理施設の稼働に努める。

###### ② ごみ処理過程におけるリサイクルの推進

ごみ処理過程におけるリサイクルを推進するため、粗大ごみについては、舞洲工場破碎設備で破碎処理を行い、鉄とアルミニウムを選別・回収し資源化を行う。なお、破碎処理後の残渣は焼却処理を行う。

###### ③ 計画的な設備、機器整備の推進

焼却工場では、施設の機能維持を図るため、１年に１回、１炉あたり４０日～５０日間運転を停止し、設備・機器の点検・整備を行っている。しかし、竣工からある程度年数が経過した施設においては、経年劣化や部品の供給期限切れ等により十分な整備ができなくなるため、設備・機器自体の更新が必要となっている。

設備・機器の更新にあたっては、多額の経費や長期間の停止を要する場合もあるため、ごみの安定的な処理を確保した上で、各処理施設の状態や耐用年数等を考慮した整備計画を策定し、確実な整備を実施していく。

###### ④ 搬入物検査の実施

焼却処理及び破碎処理作業に支障をきたす廃棄物の混入を未然に防止し、事業系ごみの減量及び適正処理を促進するとともに資源化を推進することを目的に搬入物検査を実施する。

###### ⑤ 人材育成による運転・管理技術の維持・継承

焼却工場を運転・管理するために職員が取得すべき資格等について、退職や人事異動等があっても運転に必要な法令等で定める資格取得者数が不足しないように、取得対象者や取得目標人数を定

め、安定的なごみ処理事業を継続すること及び直営作業の充実による管理技術の維持向上等に努める。

職員への研修や教育の実施、外部講習会への参加等により、資格取得者数及び特別教育受講者数の確保に努め、焼却工場の運転・管理技術の維持・継承に努める。

## (2) 環境負荷の低減

### ① 公害防止対策

ごみを焼却処理する過程で発生する有害物質を燃焼管理により抑制するとともに、公害防止設備で削減・無害化を行い、環境負荷を可能な限り低減する。

焼却設備と公害防止設備の維持管理を最適に行うなどにより、公害防止対策を推進する。これらのデータは、法令の定めに基づき環境施設組合ホームページで公表する。

### ② 環境マネジメントシステムの活用

焼却工場では、各工場（破碎設備含む）を合わせた全体の事業活動が環境に及ぼす影響を、把握・評価・是正するとともに、これを継続することで環境に与える影響を最小限にとどめることを目的として、環境マネジメントシステム（ISO14001：2015（JIS Q 14001:2015））を構築・維持している。

また、環境マネジメントシステムに適合する文書により環境方針を内外に公表するとともにこれを遵守し、環境の改善に積極的に取り組んでいく。

## (3) 地球温暖化対策の推進

### ① 余熱利用の促進

ごみの焼却処理に伴って発生する熱を利用して蒸気を発生させ、発電や近隣施設に蒸気供給を行うなど、熱エネルギーの有効利用に努める。

焼却工場の建替えにあたっては、焼却工場内でのエネルギー使用量を削減するため、エネルギー効率の良い機器の採用や再生可能エネルギーの導入に努める。また、発電効率の高い発電設備を導入するなど、より効率的なエネルギー回収システムの導入を推進する。

### ② 温室効果ガス排出量の削減

熱エネルギーの有効利用により発電した電力を電力会社等に売却することによって、電力会社等は、発電に伴う化石燃料の使用を削減できることになり、間接的に温室効果ガス排出量の削減に寄与していく。

また、再生可能エネルギー以外の電気についても、電力の売却において化石燃料を使わない環境価値を証書化した「非化石証書」を付帯させた電気を事業者に供給することで、その事業者から環境価値のある電気の供給を受ける需要家は、自らのCO<sub>2</sub>排出量を削減できることになる。この取り組みを進めることでカーボンニュートラル実現に貢献していく。

そのほか、自己託送制度を活用した焼却工場等への電力供給を検討しており、エネルギーの地産地消と電力の脱炭素化を図っていく。

### ③ その他の環境への取り組み

焼却工場では、省エネルギー対策や構内緑化のほか、建物屋上や壁面を利用した緑化を行い、地面や建物への蓄熱の抑制、冷房負荷の低減に努めている。

また、屋上に太陽光発電パネルを設置し自然エネルギーを利用した発電を実施するとともに、雨

水を貯留し施設内散水やプラント用水として有効利用を行っていく。

#### (4) 埋立処分計画及び事業の適正管理

焼却工場から排出される焼却残さいは、大阪市ごみ量分は環境施設組合が管理運営する大阪市の最終処分場である北港処分地（夢洲1区）と、大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分地である大阪沖埋立処分場へ搬入し、八尾市ごみ量分、松原市ごみ量分、守口市ごみ量分は、大阪沖埋立処分場へ搬入している。

##### ① 北港処分地（夢洲1区）

###### a 概要

北港処分地（夢洲1区）は、大阪市独自の最終処分場で、大阪市から埋立処分事業を承継した環境施設組合が、平成27年度から管理運営を行っている。

###### b 公害防止対策

###### ア 浸出水対策

廃棄物の埋立に伴って生じる浸出水については、一次処理として廃水浄化設備（フローティングエアレーター）による曝気処理を行い、二次処理として廃水処理設備（凝集沈殿装置）による薬剤処理を行って排水基準を遵守する。

###### イ 発生ガス対策

廃棄物の埋立により発生するメタンガス等は、ガス抜き施設を設置し埋立地内にガスが滞留しないよう処理する。

###### ウ 衛生害虫獣及び廃棄物の飛散防止対策

埋立処分場からハエ、ネズミ等の衛生害虫獣の発生・繁殖防止及び廃棄物の飛散防止対策として廃棄物の上を山土で覆う（覆土）。

##### ② 大阪湾広域臨海環境整備センター

廃棄物を広域的に処理するために、港湾に広域処理場を建設・運営する事業主体の組織法人として、昭和57年3月に「広域臨海環境整備センター法」に基づき「大阪湾広域臨海環境整備センター」が設立された。各構成市とも関係地方公共団体として出資しており、大阪市においては港湾管理者としても出資を行っている。

同センターでは、Ⅰ期計画として建設した尼崎沖と泉大津沖の2か所について、すでに受入を終了しており、Ⅱ期計画として大阪沖埋立処分場において、平成21年10月から受入を開始している。

#### (5) 大規模災害対策の強化

##### ① 各マニュアルの整理及び研修・訓練の実施

本環境施設組合においては、大規模災害発生時に備え、災害発生時に本組合が各構成市と連携し、適切に対処するため必要な事項について「災害対策実施要領」（以下、「要領」という。）に定め、また、大規模災害時にあっても業務を継続することを目的とした、「大阪広域環境施設組合業務継続計画」（以下、「計画」という。）を策定している。

さらに、この「要領」及び「計画」のもと、大規模災害時において職員が冷静かつ的確に対応することができるよう「大規模災害（震災）発生時対応マニュアル」や「風水害対応マニュアル」を定めている。

これら大規模災害に係る要領、計画、各マニュアルについての研修及び訓練を継続的に実施する。

研修については、新規採用者及び人事異動者に対しては速やかに行うとともに、内容の変更時に

は都度、全職員を対象に実施し、各職員の理解促進に努める。

大規模災害対応訓練については、環境施設組合全体で実施する訓練を年2回、工場単体で実施する訓練を年1回以上実施する。各工場においては、職員を来庁者と見立てた避難誘導訓練をあわせて実施する等、災害時における市民等の安全確保に努める。

## ② 災害ごみの適正処理

地震や風水害等自然災害の発生により、一時的に大量に発生したごみの処理については、衛生的で快適な生活環境を保持する観点から、基礎自治体である構成市との連携に基づき、迅速かつ適切な対応を図る。

また、近隣市町村等において自然災害等が発生し、当該市町村からごみ処理の要請があった場合についても、被災された地域住民の衛生的な生活環境を保持するための行政間協力という見地から、環境施設組合のごみ処理能力の範囲内で災害ごみの受入と適正処理を実施する。

## ③ ごみ処理施設の災害対策

住之江工場更新事業では、災害対策として、既存建物の耐震補強を行い、平成25年3月に国土交通省から示された「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に示されている耐震安全性の分類を構造体Ⅱ類とするなどの基準を遵守した耐震性能を確保する。

また、大規模災害発生時における浸水想定を考慮して、盛土や擁壁・防潮扉等の浸水対策を行うとともに、電気設備、非常用発電機等の主要機器を浸水想定レベル以上の位置に設置することにより、施設への被害を最小限に止め、浸水被害発生後の早期稼働開始ができるように計画している。

さらに、これらの災害対応能力を活かして、工場内に一時的な避難ができるスペースを設け、津波避難ビルの指定を受けることを想定している。

なお、稼働中のごみ焼却工場においても、津波による浸水被害が想定される西淀工場について、1階の電気室への浸水を防止する設備を設置するとともに、全ごみ焼却工場において、二次災害の防止という観点より公害防止用薬品の漏洩対策として、老朽度の高い薬品用ポンプ及び薬品配管等の点検整備を実施している。

## (6) 技術調査・研究の充実

効率的で適正かつ安定した事業を推進するため、焼却灰の有効利用に関する調査研究や、高効率なエネルギーの回収利用を可能にする処理システム開発など、廃棄物処理に関する新たな技術や課題等について、調査研究を進める。

また、ごみ焼却工場の運転管理や施設整備・建設計画など、環境施設組合が有する技術力を活用して、他都市や海外からの要請に対し、積極的に技術協力・支援を行う。

## (7) 普及啓発活動の推進

ごみ処理施設では、学校・地域活動協議会等各種団体の見学や、国内外からの行政視察を積極的に受け入れるとともに、事前予約不要で自由に見学可能な「焼却工場オープンデー（見学会）」を構成市や区役所等と連携して開催し、ごみの焼却処理工程をはじめ、エネルギーの有効利用や公害防止対策、環境対策の取り組みについて、市民の理解と協力が得られるよう普及啓発活動を推進する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から工場見学の受入れや焼却工場オープンデーを休止・制限せざるを得ない状況であったことから、焼却工場へ足を運ばなくてもごみ処理を見て学んでいただけるよう、様々な動画や写真を掲載したオンライン工場見学を当組合ホームページで

公開している。

## 6 ごみ焼却工場の建替え整備計画

ごみ焼却工場の建替え整備計画については、令和2年3月の一般廃棄物処理基本計画改定に合わせて計画の見直しを行った。同計画では、計画期間を令和2年度から令和36年度までの35年間としたことなどから顕在化した処理能力不足や長期稼働の課題を解決するため、鶴見工場は処理能力を570トン/日から620トン/日に変更して建替えを行い、処理能力不足を補うこととした。また、八尾工場・舞洲工場・東淀工場は基幹改良工事を導入して延命化を行い、建替工事と基幹改良工事を組み合わせて実施することにより、長期稼働の解消を図ることとした。今後、同計画に基づき施設整備を推進していく。

平成28年3月末に稼働を休止した住之江工場については、既存建物を活用して、内部設備を更新する手法により整備するとともに、設計・建設及び運営を民間事業者に一括かつ長期的に委ねるDBO方式を採用した。令和4年度末に工事を終え、令和5年4月から民間事業者による運営を開始している。

また、令和5年3月末に休止した鶴見工場については、新施設の設計・建設並びに運転管理を民間事業者に一括かつ長期的に委ねる公設運転委託方式を採用し、令和5年2月に事業契約を締結した。令和10年度末竣工を目指して工事を進めている。

## 7 施設一覧

### (1) 焼却工場

| 名称    | 規模<br>(t/24h) | 竣工<br>年度 | 所在地                    | 余熱利用<br>【( ) は許可最大出力】                                                       |
|-------|---------------|----------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 西淀工場  | 600           | 1994     | 大阪市西淀川区<br>大和田 2-5-68  | ・蒸気：大阪市立西淀川屋内プール、西淀川特別養護老人ホームへ供給<br>・発電 (14,500kW)：大阪市西北環境事業センターへ送電、電力会社へ売却 |
| 八尾工場  | 600           | 1994     | 八尾市上尾町 7-1             | ・蒸気：八尾市立屋内プールへ供給<br>・発電 (12,800kW)：八尾市立衛生処理場へ送電、電力会社へ売却                     |
| 舞洲工場  | 900           | 2001     | 大阪市此花区<br>北港白津 1-2-48  | ・蒸気：大阪市建設局舞洲スラッジセンターへ供給<br>・発電 (32,000kW)：電力会社へ売却                           |
| 平野工場  | 900           | 2003     | 大阪市平野区<br>瓜破南 1-3-14   | ・発電 (27,400kW)：大阪市東南環境事業センターへ送電、電力会社へ売却                                     |
| 東淀工場  | 400           | 2009     | 大阪市東淀川区<br>南江口 3-16-6  | ・発電 (10,000kW)：電力会社へ売却                                                      |
| 住之江工場 | 400           | 2022     | 大阪市住之江区<br>北加賀屋 4-1-26 | ・発電 (11,300kW)：電力会社へ売却                                                      |

### (2) 破碎設備

| 名称       | 規模                             | 竣工年度 | 所在地                   |
|----------|--------------------------------|------|-----------------------|
| 舞洲工場破碎設備 | 回転式 120t/5h<br>低速回転せん断式 50t/5h | 2001 | 大阪市此花区<br>北港白津 1-2-48 |

(3) 最終処分場

| 名称               | 規模                                                                           | 埋立開始年度 | 位置                 |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------------|
| 北港処分地夢洲<br>(第1区) | <div>埋立面積 641,000m<sup>2</sup></div> <div>埋立容量 11,690,000m<sup>3</sup></div> | 1985   | 大阪市此花区夢洲東<br>1丁目地先 |

# ごみ焼却工場の建替え整備計画

| 西暦（年度）                          | 16                               | 17            | 18        | 19        | 20        | 21        | 22        | 23        | 24        | 25        | 26          | 27        | 28        | 29        | 30        | 31          | 32        | 33        | 34        | 35        | 36        | 37          | 38        | 39          | 40        | 41        | 42        | 43        | 44        | 45          | 46        | 47        | 48        | 49        | 50        | 51        | 52        | 53          | 54        |             |           |          |           |
|---------------------------------|----------------------------------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|----------|-----------|
| 平成/令和（年度）                       | 28                               | 29            | 30        | 元         | 2         | 3         | 4         | 5         | 6         | 7         | 8           | 9         | 10        | 11        | 12        | 13          | 14        | 15        | 16        | 17        | 18        | 19          | 20        | 21          | 22        | 23        | 24        | 25        | 26        | 27          | 28        | 29        | 30        | 31        | 32        | 33        | 34        | 35          | 36        |             |           |          |           |
| 大阪市ごみ処理量（万トン/年）                 | 89.8                             | 90.2          | 93.3      | 90.7      | 90.0      | 88.5      | 87.4      | 86.2      | 85.2      | 83.7      | 83.7        | 83.7      | 83.7      | 83.7      | 83.7      | 83.7        | 83.7      | 83.7      | 83.7      | 83.7      | 83.7      | 83.7        | 83.7      | 83.7        | 83.7      | 83.7      | 83.7      | 83.7      | 83.7      | 83.7        | 83.7      | 83.7      | 83.7      | 83.7      | 83.7      | 83.7      | 83.7      | 83.7        | 83.7      |             |           |          |           |
| 八尾市ごみ処理量（万トン/年）                 | 6.9                              | 6.5           | 6.3       | 5.9       | 5.7       | 5.7       | 5.7       | 5.7       | 5.7       | 5.7       | 5.7         | 5.7       | 5.7       | 5.7       | 5.7       | 5.7         | 5.7       | 5.7       | 5.7       | 5.7       | 5.7       | 5.7         | 5.7       | 5.7         | 5.7       | 5.7       | 5.7       | 5.7       | 5.7       | 5.7         | 5.7       | 5.7       | 5.7       | 5.7       | 5.7       | 5.7       | 5.7       | 5.7         | 5.7       |             |           |          |           |
| 松原市ごみ処理量（万トン/年）                 | 2.5                              | 2.7           | 2.7       | 2.4       | 2.4       | 2.3       | 2.3       | 2.3       | 2.3       | 2.3       | 2.3         | 2.3       | 2.3       | 2.3       | 2.3       | 2.3         | 2.3       | 2.3       | 2.3       | 2.3       | 2.3       | 2.3         | 2.3       | 2.3         | 2.3       | 2.3       | 2.3       | 2.3       | 2.3       | 2.3         | 2.3       | 2.3       | 2.3       | 2.3       | 2.3       | 2.3       | 2.3       | 2.3         | 2.3       |             |           |          |           |
| 守口市ごみ処理量（万トン/年）                 | —                                | —             | —         | —         | 3.3       | 3.3       | 3.2       | 3.2       | 3.2       | 3.2       | 3.2         | 3.2       | 3.2       | 3.2       | 3.2       | 3.2         | 3.2       | 3.2       | 3.2       | 3.2       | 3.2       | 3.2         | 3.2       | 3.2         | 3.2       | 3.2       | 3.2       | 3.2       | 3.2       | 3.2         | 3.2       | 3.2       | 3.2       | 3.2       | 3.2       | 3.2       | 3.2       | 3.2         | 3.2       |             |           |          |           |
| 合計ごみ処理量（万トン/年）                  | 99.2                             | 99.4          | 102.3     | 99.0      | 101.4     | 99.9      | 98.6      | 97.4      | 96.4      | 94.9      | 94.9        | 94.9      | 94.9      | 94.9      | 94.9      | 94.9        | 94.9      | 94.9      | 94.9      | 94.9      | 94.9      | 94.9        | 94.9      | 94.9        | 94.9      | 94.9      | 94.9      | 94.9      | 94.9      | 94.9        | 94.9      | 94.9      | 94.9      | 94.9      | 94.9      | 94.9      | 94.9      | 94.9        | 94.9      |             |           |          |           |
| ① 必要処理能力（万トン/年）<br>〔ごみ処理量×110%〕 | 109.2                            | 109.4         | 112.5     | 108.9     | 111.5     | 109.9     | 108.5     | 107.2     | 106.1     | 104.4     | 104.4       | 104.4     | 104.4     | 104.4     | 104.4     | 104.4       | 104.4     | 104.4     | 104.4     | 104.4     | 104.4     | 104.4       | 104.4     | 104.4       | 104.4     | 104.4     | 104.4     | 104.4     | 104.4     | 104.4       | 104.4     | 104.4     | 104.4     | 104.4     | 104.4     | 104.4     | 104.4     | 104.4       | 104.4     |             |           |          |           |
| ② 必要処理能力（日量トン）<br>〔①÷297日〕      | 3,677                            | 3,684         | 3,788     | 3,667     | 3,754     | 3,700     | 3,653     | 3,609     | 3,572     | 3,515     | 3,515       | 3,515     | 3,515     | 3,515     | 3,515     | 3,515       | 3,515     | 3,515     | 3,515     | 3,515     | 3,515     | 3,515       | 3,515     | 3,515       | 3,515     | 3,515     | 3,515     | 3,515     | 3,515     | 3,515       | 3,515     | 3,515     | 3,515     | 3,515     | 3,515     | 3,515     | 3,515     | 3,515       | 3,515     |             |           |          |           |
| 工場名<br>①②÷297日                  |                                  |               |           |           |           |           |           |           |           |           |             |           |           |           |           |             |           |           |           |           |           |             |           |             |           |           |           |           |           |             |           |           |           |           |           |           |           |             |           |             |           |          |           |
| 住之江                             | 15.4(520)→<br>11.9(400)で<br>設備更新 | 供用年数<br>日処理能力 | 26<br>600 | 27<br>600 | 28<br>600 | 29<br>600 | 30<br>600 | 31<br>600 | 32<br>600 | 33<br>600 | 旧工場解体・新工場建設 |           |           |           | 1<br>620  | 2<br>620    | 3<br>620  | 4<br>620  | 5<br>620  | 6<br>620  | 7<br>620  | 8<br>620    | 9<br>620  | 10<br>620   | 11<br>620 | 12<br>620 | 13<br>620 | 14<br>620 | 15<br>620 | 16<br>620   | 17<br>620 | 18<br>620 | 19<br>620 | 20<br>620 | 21<br>620 | 22<br>620 | 23<br>620 | 24<br>620   | 25<br>620 | 26<br>620   |           |          |           |
| 鶴見                              | 17.8(600)→<br>18.4(720)<br>建替え   | 供用年数<br>日処理能力 | 21<br>600 | 22<br>600 | 23<br>600 | 24<br>600 | 25<br>600 | 26<br>600 | 27<br>600 | 28<br>600 | 29<br>600   | 30<br>600 | 31<br>600 | 32<br>600 | 33<br>600 | 旧工場解体・新工場建設 |           |           |           | 1<br>600  | 2<br>600  | 3<br>600    | 4<br>600  | 5<br>600    | 6<br>600  | 7<br>600  | 8<br>600  | 9<br>600  | 10<br>600 | 11<br>600   | 12<br>600 | 13<br>600 | 14<br>600 | 15<br>600 | 16<br>600 | 17<br>600 | 18<br>600 | 19<br>600   | 20<br>600 | 21<br>600   | 22<br>600 |          |           |
| 西淀                              | 17.8(600)<br>建替え                 | 供用年数<br>日処理能力 | 15<br>900 | 16<br>900 | 17<br>900 | 18<br>900 | 19<br>900 | 20<br>900 | 21<br>900 | 22<br>900 | 23<br>900   | 24<br>900 | 25<br>900 | 26<br>900 | 27<br>900 | 28<br>900   | 29<br>900 | 30<br>900 | 31<br>900 | 32<br>900 | 33<br>900 | 旧工場解体・新工場建設 |           |             |           | 1<br>900  | 2<br>900  | 3<br>900  | 4<br>900  | 5<br>900    | 6<br>900  | 7<br>900  | 8<br>900  | 9<br>900  | 10<br>900 | 11<br>900 | 12<br>900 | 旧工場解体・新工場建設 |           |             |           |          |           |
| 八尾                              | 17.8(600)                        | 供用年数<br>日処理能力 | 13<br>900 | 14<br>900 | 15<br>900 | 16<br>900 | 17<br>900 | 18<br>900 | 19<br>900 | 20<br>900 | 21<br>900   | 22<br>900 | 23<br>900 | 24<br>900 | 25<br>900 | 26<br>900   | 27<br>900 | 28<br>900 | 29<br>900 | 30<br>900 | 31<br>900 | 32<br>900   | 33<br>900 | 旧工場解体・新工場建設 |           |           |           | 1<br>900  | 2<br>900  | 3<br>900    | 4<br>900  | 5<br>900  | 6<br>900  | 7<br>900  | 8<br>900  | 9<br>900  | 10<br>900 | 11<br>900   | 12<br>900 | 旧工場解体・新工場建設 |           |          |           |
| 舞洲                              | 26.7(900)                        | 供用年数<br>日処理能力 | 6<br>400  | 7<br>400  | 8<br>400  | 9<br>400  | 10<br>400 | 11<br>400 | 12<br>400 | 13<br>400 | 14<br>400   | 15<br>400 | 16<br>400 | 17<br>400 | 18<br>400 | 19<br>400   | 20<br>400 | 21<br>400 | 22<br>400 | 23<br>400 | 24<br>400 | 25<br>400   | 26<br>400 | 27<br>400   | 28<br>400 | 29<br>400 | 30<br>400 | 31<br>400 | 32<br>400 | 旧工場解体・新工場建設 |           |           |           | 1<br>200  | 2<br>200  | 3<br>400  | 4<br>400  | 5<br>400    | 6<br>400  | 7<br>400    | 8<br>400  | 9<br>400 | 10<br>400 |
| 平野                              | 26.7(900)<br>建替え                 | 供用年数<br>日処理能力 | 4000      | 4000      | 4000      | 4000      | 4000      | 4000      | 4000      | 3800      | 3800        | 3800      | 3800      | 3800      | 3520      | 3520        | 3820      | 3820      | 3820      | 3820      | 3970      | 3970        | 3520      | 3520        | 3520      | 3520      | 3520      | 3520      | 3620      | 3620        | 3820      | 3820      | 3820      | 3820      | 3520      | 3520      | 3520      | 3520        | 3520      | 3520        | 3520      |          |           |
| 東淀                              | 11.9(400)                        | 供用年数<br>日処理能力 | 323       | 316       | 212       | 333       | 246       | 300       | 347       | 191       | 228         | 285       | 285       | 285       | 5         | 5           | 305       | 305       | 305       | 305       | 455       | 455         | 5         | 5           | 5         | 5         | 5         | 5         | 105       | 105         | 305       | 305       | 305       | 305       | 5         | 5         | 5         | 5           | 5         | 5           |           |          |           |

※ 大阪市のごみ量は 令和2年3月のごみ処理基本計画より（令和7年度 83.7万トン）

※ 八尾市のごみ量は 平成24年3月のごみ処理基本計画より（令和2年度 5.74万トン）

※ 松原市のごみ量は 平成26年3月のごみ処理基本計画より（令和5年度 2.25万トン）

※ 守口市のごみ量は 平成29年3月のごみ処理基本計画より（令和8年度 3.21万トン）

## 大阪広域環境施設組合事業年表

| 年                     | 月   | 事 項                                                                            |
|-----------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------|
| 平成26年<br>(2014年)      | 11月 | ➤ 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合設立                                                          |
| 平成27年<br>(2015年)      | 2月  | ➤ 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合廃棄物処理施設建設等委員会」設置                                           |
|                       | 4月  | ➤ 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合事業開始<br>➤ 「一般廃棄物処理基本計画」策定                                   |
| 平成28年<br>(2016年)      | 1月  | ➤ 「経営計画」策定                                                                     |
|                       | 3月  | ➤ 諮問「住之江工場更新計画における基本方針について」に対し廃棄物処理施設建設等委員会から答申<br>➤ 住之江工場を更新のため休止し、6工場稼働体制に移行 |
| 平成29年<br>(2017年)      | 4月  | ➤ 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合処理施設の受入基準（現：大阪広域環境施設組合処理施設の受入基準）」改定                        |
| 平成30年<br>(2018年)      | 1月  | ➤ 「経営計画」の改定                                                                    |
|                       | 9月  | ➤ 住之江工場更新・運営事業に着手                                                              |
| 平成31年・令和元年<br>(2019年) | 4月  | ➤ 焼却工場自動計量システムの導入及び運用を開始                                                       |
|                       | 10月 | ➤ 守口市の加入及び「大阪広域環境施設組合」への名称変更（これに伴って条例・規則・要綱等の各種規程を改正）                          |
| 令和2年<br>(2020年)       | 3月  | ➤ 「一般廃棄物処理基本計画」及び「ごみ焼却工場の整備・配置計画」を改定                                           |
|                       | 4月  | ➤ 守口市も含めたごみの共同処理事業を開始                                                          |
|                       | 10月 | ➤ 自己搬入受付システムによる一般臨時搬入の予約受付を開始                                                  |
| 令和3年<br>(2021年)       | 2月  | ➤ 「経営計画（第2次）」策定                                                                |
|                       | 3月  | ➤ 諮問「大阪広域環境施設組合鶴見工場建替計画における基本方針について」に対し廃棄物処理施設建設等委員会から答申                       |
| 令和4年<br>(2022年)       | 3月  | ➤ 住之江工場竣工                                                                      |
| 令和5年<br>(2023年)       | 2月  | ➤ 鶴見工場建替・運転委託事業に着手                                                             |
|                       | 2月  | ➤ 「経営計画（第2次）」の改定                                                               |